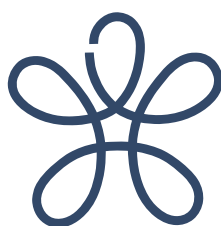


法 学 部 履 修 要 項

2025

令和 7 年度



近 畿 大 学

法学部履修要項 2025（令和 7 年度）

法学部履修要項 目次

◆ 履修要項の利用にあたって	3	4. 授業について	22
◆ 学生への伝達方法	3	(1) 授業	
		(2) 授業時間	
		(3) アセンブリー・アワー	
		(4) 休講・補講について	
		(5) 授業評価アンケート	
I. 大学・学部教育方針	4	5. 欠席について	24
大学	6	(1) 欠席届	
法学部	8	(2) 学校感染症	
法学部 法律学科	11	6. 授業科目の構成	25
法律学科カリキュラムツリー	14	(1) 全学共通科目の構成	
		(2) 専門科目の構成	
◆ レジュー・レポート・論文等における剽窃禁止について	15	7. 履修登録について	27
		(1) 履修登録とは	
		(2) 履修登録の流れ	
		(3) 履修制限について（キャップ制）	
II. 法学部における履修および学生生活	16	3. 試験について	29
1. 学籍について	18	1. 定期試験について	29
1. 学籍番号	18	2. 定期試験受験時の注意事項	29
2. 学生証・学籍関係	18	3. 追試験	30
(1) 学生証とは		(1) 受験資格者	
(2) 学生証の再交付および返還		(2) 受験手続について	
(3) 身上異動届		4. 再試験	31
3. 修業年限および在学年限	18	(1) 受験資格者	
4. 休学	19	(2) 受験手続について	
(1) 制度			
(2) 手続等		4. 成績について	31
(3) 休学期間終了の手続		1. 成績評価	31
5. 復学	19	2. 成績発表	31
6. 退学	20	3. 成績評価に関する照会制度	32
7. 除籍	20	4. GPA制度について	32
8. 復籍	20	(1) GPA値の計算方法	
9. 再入学	20	(2) GPA算出の具体例	
(1) 出願要件		(3) 履修取り下げについて	
(2) 出願手続		(4) GP対象外科目	
(3) 再入学許可後の手続等		5. 学長賞・学部長賞	33
10. 転学部	20		
(1) 受験資格			
(2) 出願方法			
2. 履修・授業について	21		
1. 履修のしくみ	21		
2. セメスター制	21		
3. 単位制	21		
(1) 単位制とは			
(2) 単位とは			
(3) 単位の修得			

5. コース・専攻プログラム・教育副専攻について	33	14. 定期健康診断について	44
1. コース	33		
2. 専攻プログラム	34	15. 中央図書館案内	45
3. 教育副専攻	34		
4. コース・専攻プログラムの変更	34	◆ 規程	46
(1) 専攻プログラムからの変更		追試験規程	
(2) 教育副専攻からの変更		再試験規程	
(3) コースからの変更		不正行為等の措置に関する規程	
		授業内試験における不正行為等に関する規程	
		試験に代わるレポートの剽窃等に対する措置に関する規程	
		法学部生の外国留学に関する規程	
		法学部早期卒業運用細則	
		近畿大学法学部法曹コースに関する運用規程	
6. 進級要件について	35		
7. 卒業要件について	36	Ⅲ. 科目表および学年配当表	52
1. 卒業要件	36		
2. 必修科目	37	◆ 科目表の見方	54
3. 必履修科目	37		
4. 9月卒業	37	1. 全学共通科目	55
5. 早期卒業	37	(1) 科目表	
6. 授業形態と卒業単位数について	38	(2) 学年配当表	
8. Law, Politics & Career (LPC) 留学プログラムについて	38	2. 専門科目	62
1. LPC留学プログラムとは	38	(1) 科目表	
2. 卒業要件 (LPC留学プログラム)	39	(2) 学年配当表	
3. 必修科目	40		
4. 必履修科目	40	◆ 科目ナンバー一覧	81
9. 教職課程・司書課程について	41		
1. 教職課程	41		
2. 司書課程	41		
10. 大学院法学研究科について	42		
1. 法学研究科とは	42		
2. 入学試験	42		
3. 特別科目等履修生	42		
11. 学費について	43		
1. 納入期限	43		
2. 分納・延納制度	43		
12. 奨学金について	43		
1. 近畿大学奨学金	43		
2. 日本学生支援機構奨学金	43		
3. 在学生スカラシップ制度	43		
13. 証明書・学割について	44		

◆ 履修要項の利用にあたって

- (1) この「法学部履修要項」には、みなさんが法学部で充実した学生生活を送るうえで、重要な事項が書かれています。履修要項は、紛失しても再発行されません。卒業時まで、大切に保管・利用してください。
- (2) 令和7年度（2025年度）に入学したみなさんについては、令和7年度（2025年度）の履修要項が適用されることになります。履修要項の内容は入学年度により異なっていますので、他の年度の履修要項は絶対に利用しないようにしてください。
- (3) 法学部の科目の履修方法については、この履修要項を何度も読み返し、しっかりと理解しておってください。履修要項の内容について不明な点がある場合、自分勝手に解釈したり、友人や先輩の解釈をうのみにしたりせず、4月に実施される「履修相談」を利用し、またはC館1階の「法学部学生センター」に問い合わせて確認してください。
- (4) 科目の履修は、学生本人の自主性に任されており、決められたルールの範囲内で、自由に科目を履修することができます。ただし、病気等やむを得ない事情がある場合を除いて、履修登録をした科目には毎回必ず出席しなければいけません。授業への出席状況が定期試験の受験資格と関連づけられることがあります。出欠管理は原則として教室に備えつけのカードリーダーへの学生証の読み取りによって行われます。出席した場合には必ずカードリーダーへの学生証のタッチをするようにしてください。他者に代理で出席登録を依頼することは認められません。また、カードリーダーにタッチした後は、最後まで当該授業に出席してください。
- (5) それぞれの科目において、具体的にどのような内容の講義が行われているかについて、「法学部授業計画（シラバス）」および近畿大学ホームページ上で確認することができます。これを参考にして、履修する科目を選択してください。また各科目の勉強方法や授業での疑問点については、「法学部授業計画（シラバス）」などに記載されている専任教員の「オフィスアワー」（学生相談のための時間）を利用してください。

◆ 学生への伝達方法

大学からの連絡事項は、**UNIVERSAL PASSPORT EX（通称：UNIPA [ユニパ]**）を通じて行いますので、チェックを欠かさないようにしてください。情報の確認を怠ると思わぬ不利益を招くことがありますので、くれぐれも注意してください。

おもな伝達事項

- ・ 休講・補講・教室変更等の授業情報
- ・ 定期試験の情報
- ・ 各種行事の情報
- ・ 呼び出し等、学生個人に向けた情報

アクセス方法

近畿大学のトップページ <https://www.kindai.ac.jp> → 学生ログイン → 法学部
→ UNIVERSAL PASSPORT EX の画面から ID、パスワードを入力してログイン
(ID・パスワードは、入学時の学生証交換のときに配付)

I. 大学・学部教育方針

大学

【アドミッション・ポリシー】（入学受入れの方針）

本学の「建学の精神」と「教育理念」に共感する入学者を国内外から広く受入れます。

1. 本学が求める基礎学力と倫理観を備える人。
2. 謙虚に学ぶ姿勢を有するとともに、自ら課題を発見し解決していく意欲にあふれる人。
3. 「人に愛され、信頼され、尊敬される」前に、まず人を愛し、信頼し、尊敬することのできる人。
4. 社会のニーズに対応できる実学や教養及び国際性を身につけたい人。
5. 自分の得意分野を伸ばし、社会に貢献したいと考える人。

【カリキュラム・ポリシー】（教育課程の編成方針）

本学は、「建学の精神」と「教育理念」を実現するために、「全学共通科目」と「専門教育科目」を2本柱として、各学部学科の特色を生かしたカリキュラムを提供します。また、ボランティア、インターンシップ、各種資格取得講座などのプログラムを展開し、全教職員が、学生の学問的、人間的成長とキャリア形成を支援します。さらに、生涯学習社会実現のために、学生と社会人と教員が共に学び合う機会を提供します。これらにより、学生はディプロマ・ポリシーにある資質及び能力を以下のように身に付けます。

1. 全学共通科目および学部基礎科目では、文系・理系の枠を超え、入学者の基礎学力の確認と向上を図るプログラムを提供し、各学部における専門分野の学問へ導くとともに、学問する習慣を身に付けます。
2. 専門教育に携わっている教員が教養教育（全学共通科目）に参加して、実学（専門教育）と教養の連動ないし融合を視野に入れた授業を提供します。これにより、教養と専門教育の意味を幅広い視野から理解し、学ぶ意義と意欲を体得します。
3. 「専門教育科目」においては、社会のニーズに対応できる教養に裏打ちされた専門性を高める工夫を進め、社会に貢献できる知識と技能、探求心を身に付けます。また、必要に応じて他学部との単位互換制度等を活用し、複眼的な専門性を育成します。
4. さまざまな国際分野で活躍できる人材を養成するため、グローバル教育の充実を図り、国際社会が共有する目標と文化的多様性の価値を理解し、国際感覚を身に付けます。さらに、海外の教育機関等との提携による国際スタンダード教育への参加を進めます。
5. 産学連携を推進し、生きた実学教育の充実を図ります。社会人の学びの場（リカレント教育）を充実し、生涯学習社会の実現に貢献します。学生の資格取得のために、学部横断的な取り組みを展開します。ボランティア、インターンシップ、留学制度等を充実し、学生が地域社会、国際社会において意味のある学びを体験できるよう努めます。これにより、社会貢献の意義と使命感を体得し、常に自らを高める自己教育力を身に付けます。
6. これらの達成度および学修の成果は、別に定める「評価の方針」によって評価を行います。

【ディプロマ・ポリシー】（学位授与の方針）

本学は、「建学の精神」と「教育理念」に基づいて、「深い教養と高い志をもち、社会を支える気概をもった学生を育成し、社会に送り出すことを最終教育目標」としています。厳格な成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。卒業までに身に付けるべき資質を以下に示します。

1. 大学での種々の学びを通じて、「人に愛され、信頼され、尊敬される」人格へと自らを成長させ続ける自己教育力を培っていること。
2. 問いながら学ぶ「学問」習慣を身に付け、専門領域における知識・技能を修得し、それらに裏打ちされた探究心と社会貢献への使命感に目覚めていること。
3. 専門領域における課題の意味を、広い歴史観や深い人間観の中で位置づけようとする教養を、身に付けていること。
4. 異質な価値や文化を理解し、自国の伝統や文化の意味を再発見する国際感覚を、身に付けていること。

法学部

【アドミッション・ポリシー】（入学者受入れの方針）

法学部は、近畿大学建学の精神に則り、法学部の教育目的を実現するため、その教育方針に則って法学部の授業を学び、法治社会の構成員である主体的・自律的に振る舞うことのできる市民に成長して卒業していく学生を志すにふさわしいものとして、以下に掲げる法学部での履修に必要な基礎学力を有する入学生を求めています。

1. 社会の成り立ちと仕組みについて関心・知識を持ち、客観的に考察する意欲のある人。
2. 社会の課題を客観的に考え、解決の道筋を探る意欲のある人。
3. ものごとを論理的に考えることのできる人。
4. 規律を理解しこれに従って行動することのできる人。
5. 自然現象や環境について広く関心・知識を持つ人。
6. 社会の中で他者を思いやり、共に成長する意欲のある人。
7. 国際社会の一員として他国の文化を知り、その人々と交流する意欲のある人。

このような人材として、法学部に入学するまでに、次の教科・科目の内容の理解や素養・知識を有していることが望まれます。

高等学校主要教科：社会を形成する市民として求められる教養

地歴・公民：1) 社会の成り立ち、仕組みや課題についての客観的・批判的な考察力
2) 公平・正義といった社会の指導的理念に基づいた論理的な思考力
3) 社会にある規律の理解と遵守

数学・理科：自然現象・環境についての客観的な観察ならびに論理的な思考力

国語：同じく社会に生きる他者への配慮と意思の疎通

英語：外国の人々・文化・社会に対する関心と交流

法学部の入学選考では、多元的な評価尺度による入学試験を行ない、冒頭に述べた法学部での履修に必要な基礎学力を具えた多様な人材を受け入れることを目指しています。

1. 大学入学共通テストを利用する入学選考においては高等学校主要教科を重視し、公募制推薦入試においては国語、英語、一般入試においては地歴・公民、数学、国語、英語に関する理解・知識等を測っています。
2. 指定校推薦、附属特別推薦やスポーツ推薦等の特別入試では、小論文や口頭試問等により上記の基礎学力を測っています。

【カリキュラム・ポリシー】（教育課程の編成方針）

法学部は、学生が、法治社会における課題発見・解決ならびに紛争予防に必要な知識・能力を培うことができるように専門科目を段階的に配置するとともに、全人的に成長し法治社会・国際社会の一員として主体的・自律的に振る舞うための基盤となる教養・語学力を確かに身につけられるように共通教養科目・外国語科目を全学年に置いています。

〈共通教養科目〉

人文・社会・自然にわたる幅広い内容を学び、高い倫理観とグローバルな視点に立った教養を身につけます。初年次の少人数クラスでは、課題解決的な言語活動に取り組む中で、中等教育段階で培ってきた基礎的・基本的な知識及び技能を活用し、思考力、判断力、表現力等のさらなる向上を目指します。将来の進路を具体化するための一歩として、基礎的な ICT の技能の獲得や多様化する社会生活への理解などを通して、「進路・就職」についての明確な意識を育てます。

また、大学生として「読む＝文献の読解」「書く＝レポートの作成」「話す＝研究報告」「聞く＝他3技能の礎」の基礎的な各能力を育成することを目指し、自己の主張及びその根拠を形成する場として、近大ゼミを初年次教育の中核に据えています。これは少人数・演習科目であり、学生が主題に応じた調査やその成果報告なども交えて積極的・能動的に授業に参画することにより、多様な学びに対して主体的かつ自律的な態度を身につける機会にもなります。そこで培われた学修態度・意欲は、演習科目のみならず、その後の講義科目全般の学修に際しても重要な素地となります。

〈外国語科目〉

法学部では、複雑さを増す国際情勢において社会的行動・思想様式の多様性に肯定的・寛容的な態度を持ち、協働しようとする姿勢を有した人材を育成するため、様々な種類の語学教育を展開しています。

まず、英語科目では、多くを必修科目として設定していることに加え、英語教育学、言語学、異文化理解など多彩な専門的知見を反映させたカリキュラムデザインを行い、習熟度編成および少人数クラスの学修環境下で総合的な英語運用能力を養成します。このため、学修者が「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を統合した言語活動に継続的に取り組む体験を重ねられるよう、第1学年次から第4学年次まで全ての学年に英語科目を配置しています。一連の履修を通して、母語や文化背景が異なる人々と的確に情報や意思をやりとりする資質・能力をより一層向上させるとともに、学修者の将来設計に応じて、学術活動に従事する際に必要と考えられる基礎的な英語運用能力の涵養も目指します。

また、英語圏以外の地域における言語・文化・社会についての学修を支援するために、第2外国語科目としてドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、イタリア語、スペイン語の各科目を置いています。

〈専門科目〉

1. 基幹科目

第1学年次から第2学年次までに憲法、民法、刑法、政治学原論等の基幹科目を配置し、法律学および政治学について入学時点から体系的に学べるように配慮しています。とくに、第1学年次に配置された基幹科目は、すべての学生が履修しなければならない必修科目としています。これらの基幹科目を履修することにより、法学部生としてまず修得すべき法律学および政治学の根幹となる知識を身につけることができます。

2. 展開科目

基幹科目で修得した知識を出発点として、さらに多方面にわたる幅広い知識を身につけるために、第2学年次以降には展開科目（専攻プログラム科目・コース科目）を配置しています。第2学年次からは、すべての学生が専攻プログラムまたはコースのいずれかに所属することになります。

専攻プログラムでは、「犯罪・非行と法」「経済生活と法」「会計・税務と法」「まちづくりと法」の4プログラムにて、関連する科目をパッケージ化した専攻プログラム科目を展開科目として配置しています。学生は、いずれかの専攻プログラムを選んだうえで、自らの関心やキャリア意識に対応する科目を網羅的かつ体系的に学修することができます。そして、専攻プログラム科目を履修することにより、専攻プログラムに関する幅広い知識を身につけることができるだけでなく、法的思考に即して社会的課題の解決方策を考え、さらに将来の課題を予測し、これを縮減・予防する戦略を策定することができるようになります。

また、コースでは、「法曹」「行政」「国際」の3コースにてキャリアに直結する学修の支援体制も整えています。コースごとに目指すキャリアに関連する科目がコース科目としてパッケージ化されています。コース科目を履修することにより、現代社会が抱える問題を的確にとらえる問題発見能力とその解決に必要な法的思考力を相互に向上させ、キャリアに合わせた問題解決のための実践的スキルを身につけることができます。

3. 演習科目

少人数クラスを用いた演習科目では、社会人に求められる基礎的素養を身につけるとともに、法学部生として不可欠な法的思考力（リーガルマインド）を培い、専門分野に関する知識や考え方を修得します。第2学年次の一般演習と第3・4学年次の専門演習が代表的な演習科目で、関心のある専門領域を選択し、ゼミナール形式で研究、発表を行います。また、コース所属学生を対象としたコース演習が、第2学年次以降に開講されています。これらの演習科目を履修することにより、他者と協働して課題に取り組むことができるようになるとともに、課題解決に向けて、自己ならびに他者を組織化し統制することができるようになります。

【ディプロマ・ポリシー】（学位授与の方針）

近畿大学の建学の精神である未来志向の「実学教育」と「人格の陶冶」に則り、法学部では、法治社会が立ち向かう課題を発見・予測し、その要因と構造を調査・分析し、公共と秩序の観点からその解決のための方略・戦略を策定・構築する者として、下に掲げる水準に達したと認められる者に卒業を認定し、学士（法学）の学位を授与します。

1. 〈認知的水準（知識）〉

人間・社会・自然に関する豊かな教養と政策・法に関する確かな専門知識に基づいて今日ある社会的課題を発見し、客観的に分析・考察できること。

2. 〈認知的水準（思考）〉

規律化された法治社会において確固たる法的思考（リーガル・マインド）に立脚した法的・政策的な戦略に基づいて今日の社会的課題を解決できること。

3. 〈認知的水準（予測）〉

規律化された法治社会を持続的に維持するために将来の課題を予測するとともに、これを縮減・予防する戦略を策定できること。

4. 〈情意的水準（規律）〉

課題を解決するために策定された方略及び戦略を公共・秩序に資するように規律にかなって執行できること。

5. 〈情意的水準（協調）〉

自らの言葉を他者に伝えるとともに他者の言葉を理解し、他者と協働して課題に取り組むことができること。

6. 〈情意的水準（統制）〉

課題の解決に向けて、法的思考と法的・政策的戦略に基づいて、自己ならびに他者を組織化し統制できること。

7. 〈技能的水準（国際性）〉

国際化された社会の中で主体的・自律的な行為主体として活躍できること。

法学部 法律学科

【アドミッション・ポリシー】（入学受入れの方針）

法律学科は、近畿大学建学の精神に則り、法学部の教育目的を実現するため、その教育方針に則って法学部の授業を学び、法治社会の構成員である主体的・自律的に振る舞うことのできる市民に成長して卒業していく学生を志すにふさわしいものとして、以下に掲げる法学部での履修に必要な基礎学力を有する入学生を求めています。

1. 〈認知的水準（知識）〉

社会の成り立ちと仕組みについて関心・知識を持ち、客観的に考察する意欲のある人

2. 〈認知的水準（知識）〉

社会の課題を客観的に考え、解決の道筋を探る意欲のある人

3. 〈認知的水準（思考）〉

ものごとを論理的に考えることのできる人

4. 〈情意的水準（規律）〉

規律を理解しこれに従って行動することのできる人

5. 〈認知的水準（知識）〉

自然現象や環境について広く関心・知識を持つ人

6. 〈情意的水準（他者への視線）〉

社会の中で他者を思いやり、共に成長する意欲のある人

7. 〈技能的水準（国際性）〉

国際社会の一員として他国の文化を知り、その人々と交流する意欲のある人

このような人材として、法律学科に入学するまでに、次の教科・科目の内容の理解や知識・素養を有していることが望まれます。

高等学校主要教科：社会を形成する市民として求められる教養

地歴・公民：1) 社会の成り立ち、仕組みや課題についての客観的・批判的な考察力

2) 公平・正義といった社会の指導的理念に基づいた論理的な思考力

3) 社会にある規律の理解と遵守

数学・理科：自然現象・環境についての客観的な観察ならびに論理的な思考力

国語：同じく社会に生きる他者への配慮と意思の疎通

英語：外国の人々・文化・社会に対する関心と交流

法律学科の入学選考では、多元的な評価尺度による入学試験を行ない、冒頭に述べた法学部での履修に必要な基礎学力を具えた多様な人材を受け入れることを目指しています。

1. 大学入学共通テストを利用する入学選考においては1.（高等学校主要科目）を重視し、公募制推薦入試においては4. 5.（国語、英語）、一般入試においては2. 3. 4. 5.（地歴・公民、数学、国語、英語）に関する理解・知識等を測っています。

2. 指定校推薦、附属特別推薦やスポーツ推薦等の特別入試では、小論文や口頭試問等により上記の基礎学力を測っています。

【カリキュラム・ポリシー】（教育課程の編成方針）

法律学科は、学生が、法治社会における課題発見・解決ならびに紛争予防に必要な知識・能力を培うことができるように専門科目を段階的に配置するとともに、全人的に成長し法治社会・国際社会の一員として主体的・自律的に振る舞うための基盤となる教養・語学力を確かに身につけられるように共通教養科目・外国語科目を全学年に置いています。

〈共通教養科目〉

人文・社会・自然にわたる幅広い内容を学び、高い倫理観とグローバルな視点に立った教養を身につけます。初年次の少人数クラスでは、課題解決的な言語活動に取り組む中で、中等教育段階で培ってきた基礎的・基本的な知識及び技能を活用し、思考力、判断力、表現力等のさらなる向上を目指します。将来の進路を具体化するための一歩として、基礎的な ICT の技能の獲得や多様化する社会生活への理解などを通して、「進路・就職」についての明確な意識を育てます。

また、大学生として「読む＝文献の読解」「書く＝レポートの作成」「話す＝研究報告」「聞く＝他3技能の礎」の基礎的な各能力を育成することを目指し、自己の主張及びその根拠を形成する場として、近大ゼミを初年次教育の中核に据えています。これは少人数・演習科目であり、学生が主題に応じた調査やその成果報告なども交えて積極的・能動的に授業に参画することにより、多様な学びに対して主体的かつ自律的な態度を身につける機会にもなります。そこで培われた学修態度・意欲は、演習科目のみならず、その後の講義科目全般の学修に際しても重要な素地となります。

〈外国語科目〉

法律学科では、複雑さを増す国際情勢において社会的行動・思想様式の多様性に肯定的・寛容な態度を持ち、協働しようとする姿勢を有した人材を育成するため、様々な種類の語学教育を展開しています。

まず、英語科目では、多くを必修科目として設定していることに加え、英語教育学、言語学、異文化理解など多彩な専門的知見を反映させたカリキュラムデザインを行い、習熟度編成および少人数クラスの学修環境下で総合的な英語運用能力を養成します。このため、学修者が「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を統合した言語活動に継続的に取り組む体験を重ねられるよう、第1学年次から第4学年次まで全ての学年に英語科目を配置しています。一連の履修を通して、母語や文化背景が異なる人々と的確に情報や意思をやりとりする資質・能力をより一層向上させるとともに、学修者の将来設計に応じて、学術活動に従事する際に必要と考えられる基礎的な英語運用能力の涵養も目指します。

また、英語圏以外の地域における言語・文化・社会についての学修を支援するために、第2外国語科目としてドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、イタリア語、スペイン語の各科目を置いています。

〈専門科目〉

1. 基幹科目

第1学年次から第2学年次までに憲法、民法、刑法、政治学原論等の基幹科目を配置し、法律学および政治学について入学時点から体系的に学べるように配慮しています。とくに、第1学年次に配置された基幹科目は、すべての学生が履修しなければならない必修科目としています。これらの基幹科目を履修することにより、法律学科生としてまず修得すべき法律学および政治学の根幹となる知識を身につけることができます。

2. 展開科目

基幹科目で修得した知識を出発点として、さらに多方面にわたる幅広い知識を身につけるために、第2学年次以降には展開科目（専攻プログラム科目・コース科目）を配置しています。第2学年次からは、すべての学生が専攻プログラムまたはコースのいずれかに所属することになります。

専攻プログラムでは、「犯罪・非行と法」「経済生活と法」「会計・税務と法」「まちづくりと法」の4プログラムにて、関連する科目をパッケージ化した専攻プログラム科目を展開科目として配置しています。学生は、いずれかの専攻プログラムを選んだうえで、自らの関心やキャリア意識に対応する科目を網羅的かつ体系的に学修することができます。そして、専攻プログラム科目を履修することにより、専攻プログラムに関する幅広い知識を身につけることができるだけでなく、法的思考に即して社会的課題の解決方策を考え、さらに将来の課題を予測し、これを縮減・予防する戦略を策定することができるようになります。

また、コースでは、「法曹」「行政」「国際」の3コースにてキャリアに直結する学修の支援体制も整えています。コースごとに目指すキャリアに関連する科目がコース科目としてパッケージ化されています。コース科目を履修することにより、現代社会が抱える問題を的確にとらえる問題発見能力とその解決に必要な法的思考力を相互に向上させ、キャリアに合わせた問題解決のための実践的スキルを身につけることができます。

3. 演習科目

少人数クラスを用いた演習科目では、社会人に求められる基礎的素養を身につけるとともに、法律学科生として不可欠な法的思考力（リーガルマインド）を培い、専門分野に関する知識や考え方を修得します。第2学年次の一般演習と第3・4学年次の専門演習が代表的な演習科目で、関心のある専門領域を選択し、ゼミナール形式で研究、発表を行います。また、コース所属学生を対象としたコース演習が、第2学年次以降に開講されています。これらの演習科目を履修することにより、他者と協働して課題に取り組むことができるようになるとともに、課題解決に向けて、自己ならびに他者を組織化し統制することができるようになります。

【ディプロマ・ポリシー】（学位授与の方針）

近畿大学の建学の精神である未来志向の「実学教育」と「人格の陶冶」に則り、法律学科では、法治社会が立ち向かう課題を発見・予測し、その要因と構造を調査・分析し、公共と秩序の観点からその解決のための方略・戦略を策定・構築する者として、下に掲げる水準に達したと認められる者に卒業を認定し、学士（法学）の学位を授与します。

1. 〈認知的水準（知識）〉

人間・社会・自然に関する豊かな教養と政策・法に関する確かな専門知識に基づいて今日ある社会的課題を発見し、客観的に分析・考察できること。

2. 〈認知的水準（思考）〉

規律化された法治社会において確固たる法的思考（リーガル・マインド）に立脚した法的・政策的な戦略に基づいて今日の社会的課題を解決できること。

3. 〈認知的水準（予測）〉

規律化された法治社会を持続的に維持するために将来の課題を予測するとともに、これを縮減・予防する戦略を策定できること。

4. 〈情意的水準（規律）〉

課題を解決するために策定された方略及び戦略を公共・秩序に資するように規律にかなって執行できること。

5. 〈情意的水準（協調）〉

自らの言葉を他者に伝えるとともに他者の言葉を理解し、他者と協働して課題に取り組むことができること。

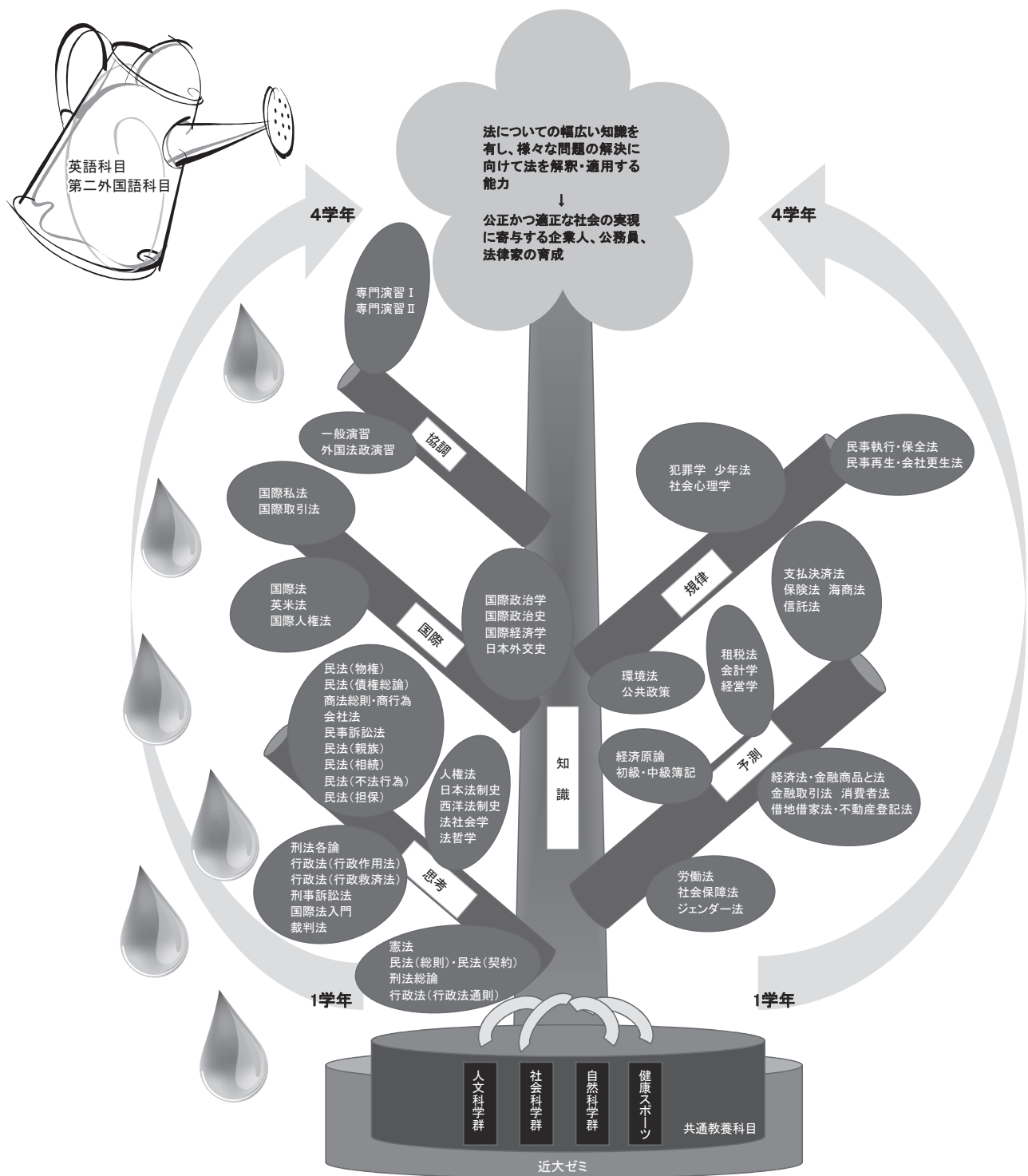
6. 〈情意的水準（統制）〉

課題の解決に向けて、法的思考と法的・政策的戦略に基づいて、自己ならびに他者を組織化し統制できること。

7. 〈技能的水準（国際性）〉

国際化された社会の中で主体的・自律的な行為主体として活躍できること。

法律学科カリキュラムツリー



◆ レジューメ・レポート・論文等における剽窃禁止について

近畿大学および法学部は、剽窃に対して厳正に対処します。

“剽窃”（「ひょうせつ」と読みます。いずれの漢字も「盗む」の意を含みます。従って、「盗用」や「窃用」と言い換えられることもあります）とは、他人の著作から全部または一部の文章、図表、語句、思想などを盗み、自作の中に自分のものとして用いることです。友人が書いたレポート等を写す行為は剽窃ですし、ネット上の情報を自分のレポートに貼り付けてしまう行為、いわゆる「コピペ」も剽窃です。コピペだけではなく、他人のテキストを自分で入力しても剽窃に変わりありません。

剽窃は、教職員・学生の区別なく懲戒の対象となるものです。

剽窃は、著作権侵害行為と研究公正（研究者倫理）に反する学業・研究不正行為の二つに分けられます。

著作権侵害行為は、最高で10年の懲役と1千万円の罰金の両方が科される犯罪行為です。また、その侵害行為によって作られたものの廃棄や損害の賠償も求められることになります。上記の例はすべて著作権侵害行為、つまり、他人の著作物に依拠して、同一または類似の表現をすることに該当します。

これに対して、他人の著作物における思想等アイデアを参考にしても、まったく異なった表現をすれば著作権侵害とはなりません。学業・研究不正行為に該当する場合があります。

つまり、著作権侵害行為はもちろん学業・研究不正行為でもあります。著作権侵害行為ではなくても学業・研究不正行為に該当することがあります。

冒頭に述べたとおり、近畿大学および法学部は、剽窃に対して厳正に対処します。諸外国の例を見ると、不正行為（カンニング）同様にレポートや論文中に剽窃が発覚すると、無期停学や退学の処分が言い渡されることも珍しくありません（米国の大学では plagiarism と言って、cheating（カンニング）と同じ扱いになります）。このことは、近畿大学でも同様と考えておくべきです。

しかし、剽窃を禁止することは、決して他人の著作物の引用を禁止する意味ではないことに注意してください。様々な文献を調査し、これを引用することは、レポートを作成する上で極めて重要なことであり、法律学や政治学の分野においては、これを怠った研究は、おそらく成果物として高い評価は望めません。

そもそも、著作権法上、適法行為として明文で認められている「引用」は、「剽窃」とは全く異なる概念であって、引用というためには、公正な慣行に合致するものであり、引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければなりません。すなわち、引用部分を明瞭に区別しておくこと（明瞭区別性）、自分の書いた部分が主であり、引用部分が従であること（主従関係）、出典を明示すること等厳格なルールを遵守して初めて著作権法上正当化されるものなのです。また、研究公正の観点からは、これらに加えて引用が必要であること（必然性）も求められていると言われます。引用のルールの詳細については、近畿大学中央図書館学修サポート（※）の「レポートの書き方」や「ダメなコピペ・パクリ≡「剽窃（ひょうせつ）」について」などを参照してください。もちろん、法学部学生である皆さんは、知的財産法の授業でもこれらについて学ぶ機会があるでしょう。

（※中央図書館学修サポート https://www.clib.kindai.ac.jp/search/study_support.html）

著作権は、著作物を創作することだけで、特別な手続きは不要な、すなわち自動的に発生する財産的・人格的権利です。他人の著作物を剽窃する行為は、これらの権利を侵害する行為であることを肝に銘じて、レジューメやレポート、論文の作成に臨んでください。そして、これによって初めて、皆さん自身の個性を存分に発揮し、自分自身に誇りを持つことのできる著作物を創作できるのです。

Ⅱ. 法学部における履修および学生生活

1. 学籍について

1. 学籍番号

入学手続きを完了すると学籍番号が決まります（学生証に記載されている番号）。学生への連絡事項がある場合は学籍番号によって行われるなど、大学生活を送るうえで重要な役割を果たすものです。学籍番号は、原則として在籍中も卒業後も変わりません。ただし、再入学、転学部をした場合は変更になります。

(例)	25	-	1	-	001	-	0001
	入学年度（2025年）				個人番号		
					学科コード（法律学科：001）		

2. 学生証・学籍関係

(1) 学生証とは（学生規程第5条）

学生証は、本学の学生であることを証明する大切なものです。以下の場合に提示が必要となりますので、常に携帯してください。

- ・定期試験の受験
- ・各種証明書の交付
- ・授業に出席するとき
- ・図書館等の本学施設の利用
- ・本学教職員等から提示を求められたとき

(2) 学生証の再交付および返還（学生規程第6・7条）

学生証を紛失した場合は、学生部窓口（11月ホール1階）にて速やかに再交付の手続きを行ってください。再発行には手続受領後、約4～5日必要です。

再発行手数料は1,500円です（この間、仮学生証を発行します。）。

なお、卒業、退学、除籍の場合には、学生証を返還してください。

(3) 身上異動届（学生規程第10条）

本人・保証人・学費負担者の住所・電話番号・籍・氏名が変更になった場合や、保証人・学費負担者が変更になった場合は、速やかにUNIPAから変更の申請を行ってください。大学からの重要な郵便物が届かずに、不利益につながるようになります。

3. 修業年限および在学年限（学則第3条）

本学の修業年限は4年です。また、在学年限とは、本学に在学できる最大の期間をいい、この年限を超えて在学することはできません。なお、休学期間は在学期間に算入しません。

入学区分等	在学年限
1年生に入学した場合	8年
3年生に編入学した場合	6年
復学した場合	復学前の在学期間と通算して8年
転学部した場合	転学部する前の在学期間と通算して8年
再入学した場合	退学前の在学期間と通算して8年

4. 休学（学則第30条・学生規程第18・19条）

(1) 制度

病気その他やむを得ない事情で3カ月以上継続して就学できない場合は、休学願を提出し、許可を得て休学することができます。

①休学期間は、休学を許可された日から当該学期末または、当該年度末までとします。

②休学期間は在学期間に算入しません。

③休学は2年連続できますが、休学願は年度ごとに提出が必要となり、一旦復学願の提出も必要となります。

④休学できるのは、在学期間中4年までです。

⑤休学期間中は、在籍料（半期につき60,000円、その他諸会費が必要となります。）の納入が必要です。

⑥休学中に卒業はできません。

(2) 手続等

①休学の申請書類

休学を願い出る場合は、所定の「休学願」（保証人連署）および担当教員との面談が必要です。休学願は法学部学生センター（C館1階）にて配付します。また、病気を理由とする場合は、診断書の提出も必要です。

②申請期限および休学期間

休学期間は、前期、後期または当該年度の1年間のいずれかとなります。

休学期間	申請期間（具体的な日程は法学部学生センターにて確認してください。）
前期または当該年度の1年間	6月中旬まで
後 期	12月中旬まで

(3) 休学期間終了の手続

休学期間終了前（前期は8月上旬、後期は2月上旬）に、保証人宛に復学手続について通知しますので、以下の手続をしてください。休学期間終了日までに手続がなかった場合は、休学期間終了日をもって除籍となります。

休学の終了	休学期間終了にあたっての手続
前期末終了	8月下旬の定められた期間に復学願、休学願または退学届を提出
後期末終了	3月上旬の定められた期間に復学願または退学届を提出（次年度引き続き休学される場合は、復学手続を行った後、休学の手続をしてください。）

5. 復学（学則第31条・学生規程第23・25・26条）

復学する場合は、所定の「復学願」（保証人連署）を法学部学生センターに提出してください。病気を理由として休学した場合は、診断書の提出が必要です。

6. 退学（学則第32条・学生規程第20条）

病気その他やむを得ない事情で退学を願い出る場合は、所定の「退学届」（保証人連署）および担当教員との面談が必要です。退学届は法学部学生センターにて配付します。退学する場合は、担任教員との面談の結果、退学承認を受けた後に、所定の「退学届」（保証人連署）と、学生証を添えて法学部学生センターに提出してください。

7. 除籍（学則第32条の2・学生規程第21条）

以下に該当する者は除籍となり、本学学生の身分を失います。

除籍理由	除籍日
最終納入期限日までに学費納入しない者 【最終納入期限】前期：7月下旬、後期：1月下旬	前期：前年度3月31日 後期：前期終了日
在学年限を超えた者	在学年限の最終日
休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者	休学期間終了日

8. 復籍（学則第33条の2・学生規程第22条）

除籍された者が学籍の復帰を希望するときは、所定の期間内に手続をした場合、復籍を許可されます。（復籍料として半期で10,000円必要です。）学費未納による除籍者が復籍を希望する場合は、原則として年度内に限り許可されます。

9. 再入学（学則第33条・学生規程第24・25・26条）

(1) 出願要件

退学となった者が、退学となった翌々年度以内に再入学の出願を行った場合、選考の上、再入学を許可することがあります。ただし、懲戒により退学処分となった者は、再入学の資格はありません。

(2) 出願手続

再入学をする前年度の3月上旬の定められた期間に、「再入学願」（保証人連署）を法学部学生センターに提出しなければなりません。

(3) 再入学許可後の手続等

再入学の許可を受けた者は、所定の期日までに再入学手続書類を提出するとともに、所定の学費並びに再入学金（当該年次所定入学金の半額）を納入しなければなりません。なお、再入学者については、当初入学時のカリキュラムが適用されます。

10. 転学部（学則第29条）

転学部とは、他学部から法学部（またはその逆）への転入を意味します。

(1) 受験資格

第1・2学年次の学生で、出願先学部の該当学年の進級に必要な単位、現在所属している学部での進級条件を満たす見込みのある学生。

(2) 出願方法

転学部要項（法学部学生センターにて12月頃配付）に必要事項を記入し、出願学部学生センターに提出してください。なお、各学部とも最終学年への転学部はできません。

出願期間	2月上旬
試験実施	2月下旬

2. 履修・授業について

1. 履修のしくみ

大学では、卒業までに修得しなければならない単位数や、必ず履修しなければならない科目などが決まっています。皆さんは、4年間を通じた体系的な履修を行えるよう、自分自身で毎年度の履修計画を立てなければなりません。そのためには、この履修要項を熟読してください。不明な点があれば、4月に実施される「履修相談」を利用したり、法学部学生センターに問い合わせる確認するようにしてください。

2. セメスター制

「セメスター」とは学期のことで、本学では、1年間を2つのセメスターに分け、各セメスター15週の授業を実施しています。前期・後期の授業開始日および終了日は毎年変わるので、近畿大学ホームページやUNIPAに掲載される学年暦を確認してください。

一部の科目を除いたほとんどの科目（2単位または1単位）は、前期または後期の半年間履修することによって完結します。

	前 期	後 期
第1学年	第1セメスター	第2セメスター
第2学年	第3セメスター	第4セメスター
第3学年	第5セメスター	第6セメスター
第4学年	第7セメスター	第8セメスター

3. 単位制（学則第20条）

(1) 単位制とは

単位制とは、各年次に配当している授業科目を登録・履修し、試験に合格することにより、修業年限中に卒業に必要な単位を修得していく制度のことです。

(2) 単位とは

「単位」とは、1つの授業科目の学修に必要な時間を表す基準であり、1単位は、教員が教室等で授業を行う時間と学生が教室外で予習・復習を行う時間の合計で45時間の学習を要する教育内容をもって構成されています。授業を受講するだけでなく、予習・復習を行うことは、単位を修得するための重要な要素であることを理解しておいてください。

(3) 単位の修得

単位の修得には次の①と②を満たすことが必要です。各授業科目の評価方法は、シラバスに記載されています。

①各年度に開講される授業科目の履修登録を登録期間内に行うこと。

②登録した授業科目に出席し、予習・復習時間を含めた学修に対して評価（定期試験・レポート・平常点評価）を受け、合格評価を得ること。

4. 授業について

(1) 授業

法学部の授業は、1時限から5時限までの間に開講されており、1時限あたりの授業時間は90分です。補講、資格科目については、6時限以降に開講される場合もあります。

その他、夏期休暇中の決められた期間に、連続した日程と時限で開講する夏期集中講義を行う場合もあります。

(2) 授業時間

各時限の授業時間は、下記のとおりです。なお、定期試験期間中は異なりますので、注意してください。(29ページ参照)

時限	授業時間
1時限	9:00～10:30
2時限	10:45～12:15
3時限	13:15～14:45
4時限	15:00～16:30
5時限	16:45～18:15
6時限	18:25～19:55
7時限	20:05～21:35

(3) アセンブリー・アワー

月曜日3時限目は、「アセンブリー・アワー」(就職ガイダンスや各種講演会等、学部全体の行事を行う時間)のため、授業は原則として開講されません。

(4) 休講・補講について

授業担当者がやむを得ず出講できない場合は、休講の措置をとることがあります。休講となった場合は、別途補講が行われます。休講、補講の情報はUNIPAにてお知らせします。

また、気象警報及び台風・地震等による交通機関の運行停止に伴う授業の取扱いは下記のとおりです。

暴風警報等が発表された場合及び台風や地震等により交通機関が運行停止となった場合、授業の取扱いについては、学内規程「気象警報及び台風・地震等による交通機関の運行停止に伴う授業の取扱いについて」に基づき以下のとおりとします。ただし、居住されている地域の被災により避難指示が発表された場合や通学することが困難な場合は、身の安全を最優先に考え、適切な行動をとってください。また、以下の事例以外に特別な事態が生じた場合にも授業の短縮や休講となる場合があります。

①特別警報又は暴風警報発表の場合

特別警報又は暴風警報が以下のいずれかの地域に発表された場合は次のとおり休講とします。ただし、特別警報が発表された場合は終日休講とします。また、特別警報又は暴風警報が授業時間中に発表された場合は、授業を中止して休講とします。

(i) 警報発表対象地域

大阪府：大阪市、北大阪（豊中市・池田市・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・能勢町）、東部大阪（東大阪市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・大東市・柏原市・門真市・四條畷市・交野市）、南河内（富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村）、泉州（堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町）

兵庫県：阪神（神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町）

奈良県：北西部（奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町）、五條・北部吉野（五條市北部・吉野町・大淀町・下市町）

京都府：京都・亀岡（京都市・亀岡市・向日市・長岡京市・大山崎町）、山城中部（宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町・井出町・宇治田原町）、山城南部（木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村）

(ii) 暴風警報解除時刻と授業開始時限

解 除 時 刻	授業開始時限
6 時00分時点で解除	1 時限目から実施
10時00分時点で解除	3 時限目から実施
13時00分時点で解除	6 時限目から実施
13時00分時点で警報発表中	全時限休講

※ 6 時00分時点で特別警報が発表されている場合は解除時刻にかかわらず終日休講

特別警報が発表された場合、該当地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。自宅や通学中の学生で特別警報が発表された地域にいる場合は、特別警報の種類は問わず、自身の判断により命を守るために最善と思われる行動をとってください。ただし、特別警報発表時に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動してください。

②交通機関の運行停止の場合

台風・地震等により以下に該当するいずれかの交通機関が運行停止となった場合、運行が再開された時刻により次のとおり休講とします。ただし、当該交通機関での事故等による一時的な運行停止は対象とならないので注意してください。また、交通機関の計画運休や運休見通し情報が発表された場合は、対象路線や運休期間等の発表内容に基づき、事前に休講とする場合があります。

(i) 対象交通機関

[台風・地震等の災害による運行停止]

- ・近鉄「大阪線」（大阪上本町～大和八木間）、「奈良線」が同時に運行停止になった場合
- ・JR 西日本（※参照）、南海（南海本線及び高野線）、阪急、阪神、京阪、大阪メトロのうち 2 以上の交通機関の全線が同時に運行停止になった場合

※ JR 西日本は大阪環状線、京都線（京都～大阪）、神戸線（大阪～姫路）、学研都市線（京橋～木津）、東西線（京橋～尼崎）、宝塚線（大阪～新三田）、ゆめ咲線（西九条～桜島）、大和路線（加茂～JR 難波）、阪和線（天王寺～和歌山）、おおさか東線（大阪～久宝寺）を対象とします。なお、JR 西日本のみで 2 以上の路線が運行停止となった場合は休講の対象となりません。

- ・JR 阪和線全線及び南海本線全線が同時に運行停止になった場合

[ストライキによる運行停止]

- ・近鉄が運行停止になった場合
- ・JR 西日本、南海、阪急、阪神、京阪、大阪メトロのうち 2 以上の交通機関が同時に運行停止になった場合

(ii) 運転再開時刻と授業開始時限

運転再開時刻	授業開始時限
6 時00分時点で再開	1 時限目から実施
10時00分時点で再開	3 時限目から実施
13時00分時点で再開	6 時限目から実施
13時00分時点で運行停止中	全時限休講

(5) 授業評価アンケート

教育の質の向上のため、学生による授業評価を行い、その結果をもとに教員が授業内容の改善に役立てることを目的に授業評価アンケートを実施しています。実施時期や方法については授業中もしくは UNIPA でお知らせします。

5. 欠席について（学生規程第17条）

(1) 欠席届

病気等やむを得ない事情がある場合を除いて、履修登録をした科目には毎回必ず出席しなければなりません。病気等を理由に1週間以上欠席した場合に限り、欠席届を発行します。証明できる書類（診断書等）を持参のうえ、法学部学生センターに申し出てください。ただし、公欠扱いではないため、欠席届の取扱いは授業担当者の判断に委ねられます。欠席が1週間に満たない場合は、各自授業担当者に相談してください。

(2) 学校感染症

学校において感染症が発生した場合、大きな影響があることから「学校保健安全法」により出席停止となります。定められている学校感染症のうち、代表的なものを下に示しました。

	病 名
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※出席停止の期間は感染症の種類に応じて、基準が決められています。詳しくは「学校感染症治癒証明書」（メディカルサポートセンターホームページ参照のこと）でご確認ください。

《感染が疑われた場合》

感染の疑わしい場所や人との接触があり、症状が見られた場合、無理に登校せずに最寄りの医療機関を受診してください。咳やくしゃみがある場合は、マスクを着用して受診しましょう。

《学校感染症と診断された場合》

感染拡大を防ぐため、治癒するまでの期間は学校保健安全法により出席停止となります。法学部学生センターへ速やかに連絡し、下記の事項を伝えてください。

- ・氏名、所属学部、学年、学籍番号
- ・病名、いつからその症状があったか、現在の状況
- ・最後に大学に登校した日
- ・クラブ等の所属団体
- ・連絡先

《治癒後の手続き》

感染症に罹患した場合は、日数にかかわらず、医療機関において「診断書（医療機関所定様式）」または「学校感染症治癒証明書（メディカルサポートセンターホームページからダウンロード）」に証明を受け、法学部学生センターに提出してください。

6. 授業科目の構成

授業科目は、「全学共通科目」と「専門科目」に大別されます。

(1) 全学共通科目の構成

全学共通科目は「共通教養科目」と「外国語科目」に区分されています。具体的な科目名については、「科目表」(55ページ以下)を参照してください。

・共通教養科目

どの科目を履修するのかは、学生が自由に決めることができます。科目群ごとに卒業に必要な単位数が定められていますので、注意してください。

第1 Semester (第1学年次前期)に開講される「近大ゼミ」および「情報処理実習」は必修科目に指定されていますので、これらの科目を単位修得しないと卒業することができません。これらの科目は、新入生のためのオリエンテーションを目的として設けられている科目であり、学籍番号によってクラス編成されます。単位修得できなかった場合は、再履修クラスを受講してください。

・外国語科目

外国語科目には「英語科目」と「第二外国語科目」があります。英語科目は、英語運用能力の習熟度別にクラス編成されます。また、下記の科目は必修科目であり、単位修得しないと卒業することができません。

第1学年次	英語 1A・1B、Communicative English1A・1B
第2学年次	英語 2A・2B、Communicative English2A・2B ベーシック・ライティング A・B
第3学年次	英語 3A・3B

(2) 専門科目の構成

専門科目は、その内容に従って、「基幹科目」、「展開科目」、「演習科目」、「キャリア・プランニング教育科目」、「教育副専攻科目」、「大学間単位互換科目」に区分されています。

科目区分	内 容
基幹科目	学士（法学）として認定されるために最低限必要な知識を身につけるための、基礎的な内容の科目です。 「憲法 A」「憲法 B」「行政法 A（行政法通則）」「刑法総論 A」「刑法総論 B」「民法（総則）」「民法（契約）」「政治学原論 A」「政治学原論 B」の 9 科目が必履修科目に指定されています。
展開科目	基幹科目で修得した知識を出発点として、さらに多方面にわたる幅広い知識を身につけるための科目です。 （コース選択者）それぞれのコースの目的に合うようにパッケージ化したものです。 （専攻プログラム選択者）専攻プログラム科目と、専攻プログラム科目以外の展開科目とがあります。内容・構成は、各専攻プログラムによって異なります。
演習科目	少人数で、かつ学生自身が調査・報告・議論をする等主体的に学習することを前提とした、いわゆるゼミナール形式の科目です。 特に「専門演習Ⅰ・Ⅱ」は、第 3・4 学年次に、原則として同一教員の担当するクラスで履修しなければならない必修科目です。 専門演習を履修するためには、第 2 学年次に担当教員によって実施される選考を受けなければなりません。
キャリア・プランニング教育科目	「就職」に対して明確な意識を持ち、かつ就職活動において必要とされるさまざまな知識や技術の向上を図ることを目的とした科目です。「就業体験」「インターンシップ」は、民間企業、地方公共団体等での就業経験を通じて参加者の職業意識を高めることを目的とした科目です。申込み等の詳細は、4 月頃に UNIPA に掲載されます。
教育副専攻科目	教育副専攻を選択した学生について、教職課程科目のうち、卒業単位として認定される一部の科目（72 ページ参照）を指します。
大学間単位互換科目 （大学コンソーシアム科目）	他大学で開講されている科目のうち、法学部が認めたものに限って、卒業までの間に 8 単位分を限度として専門科目（自由選択科目）の卒業資格単位として認定されます。履修登録手続等の詳細は、大学ホームページ「大学コンソーシアム大阪単位互換制度」で確認。

7. 履修登録について

(1) 履修登録とは

単位を修得するためには、履修したい（または履修しなければならない）授業科目を履修登録する必要があります。

授業計画（シラバス）で授業の内容を確認しながら、登録する授業科目を各自で選びます。履修登録をしていない授業科目は、履修ならびに成績評価を受けられず単位を修得することができません。

①履修登録期日の厳守

履修登録は UNIPA によって行い、指定された履修登録期間中のみ受け付けますので、必ず期限内に行ってください。登録ボタンの押し忘れや履修登録最終日にインターネットがつながりにくくなり、その結果時間切れで登録未完了である等の理由は認められませんので、余裕を持って履修登録を行ってください。

②学年配当制

すべての科目は、学年配当制に基づいて授業が行われます。学年配当制では、当該科目の配当学年の学生のみが、その科目を履修できます。

③通常履修と再履修

科目の履修は、当該学年に配当された科目を履修する通常履修と、単位を修得できなかった科目を再び履修する再履修とに分けられます。

再履修は、合格しなかった科目について、再び履修することをいいます。不合格科目については、卒業資格単位数が不足している場合を除いて、再び履修する必要はありません。ただし、必修科目は再履修する必要があります。

なお、すでに単位を修得した科目を再び履修することはできません。

④重複履修の禁止

同一時間帯に2科目以上を重複して履修することはできません。また、異なるキャンパスで開講される科目を連続する時間帯に履修することもできません。

⑤クラス制の科目

クラス指定されている科目については、指定されたクラス以外での受講は認められません。

⑥少人数制科目・他学部開講科目

少人数で実施される科目（「一般演習」、「外国法政演習」等）、経済学部開講科目については定員があり、受講希望者が多数の場合、選考を行うことがあります。定められた履修申込期間（前期は4月上旬、後期が9月中旬）に申請を行う必要がありますので、詳細については UNIPA を確認するようにしてください。

⑦多人数履修科目における履修者数制限

履修登録者数が教室の収容定員を超えることが予測される専門科目については、履修登録期間前に事前登録をする必要があり、事前登録者が定員を超えるときは抽選の上で履修者数の制限をすることがあります。

⑧登録変更の禁止

一度履修登録をした科目については、登録・修正・取り下げ期間経過後は変更することはできません。各種課外講座等の受講を希望する学生は、事前に時間割を確認する等、注意してください。

⑨登録確認

履修登録を完了した後に表示される「学生時間割表」を印刷して、大切に保管しておいてください。また、登録した翌日以降に、自分が履修を希望する科目が正しく登録されているかどうかを必ず確認してください。

(2) 履修登録の流れ

	時 期	内 容
前期	4月上旬～中旬	履修登録期間（前期、後期開講科目とも履修登録を行ってください。） ※夏期集中講義は前期に履修登録を行ってください。ただし、成績は後期に付与されます。
	5月中旬	履修取り下げ期間（前期の履修登録科目を取り下げることができます。履修取り下げした科目はGPAには算入されません。詳細は33ページを参照のこと。）
後期	9月中旬～下旬	履修修正期間（後期の履修科目を年間の履修登録単位数を超えない範囲で変更（追加登録・登録削除）ができます。なお、年間履修登録制限単位数には、前期に不合格・不受験となった科目の単位数を含みます。）
	10月中旬	履修取り下げ期間（後期の履修登録科目を取り下げることができます。履修取り下げした科目はGPAには算入されません。詳細は33ページを参照のこと。）

※詳細の日程は UNIPA にてお知らせします。

(3) 履修制限について（キャップ制）

単位制度の趣旨および教育効果や健康管理の点から、一度に多くの科目を履修することは適当ではないことから、履修登録制限をしています。（これをキャップ制といいます。）よく考えて履修計画を立てる必要があります。

第1学年	全学共通科目と専門科目を合わせて46単位
第2学年	全学共通科目と専門科目を合わせて49単位
第3学年	全学共通科目と専門科目を合わせて49単位（＊）
第4学年	全学共通科目と専門科目を合わせて49単位

＊ただし、法曹コースに所属する者のうち早期卒業候補者は53単位

【キャップ制の制限の対象外となる科目】

就業体験、インターンシップ、教職課程科目（教育副専攻科目を含む）、司書課程科目、大学間単位互換科目（大学コンソーシアム科目）、海外語学研修（英語）、海外語学研修（中国語）、海外語学研修（韓国語）、国際ボランティア実践

※ LPC 留学プログラム履修者のみ（外国法政演習 A・B）

3. 試験について（学則第 17 条・学生規程第 15・16 条）

1. 定期試験について

定期試験とは、前期終了科目については前期末に、後期終了科目については後期末に、履修登録済みの科目について定期試験期間内に実施する試験のことです。

2. 定期試験受験時の注意事項

- ① 定期試験の時間割は、試験開始日の約 2 週間前に UNIPA に掲載されます。試験の時間は授業の時間と異なりますので、注意してください。

1 時限	9 : 30～10 : 30
2 時限	11 : 00～12 : 00
3 時限	13 : 30～14 : 30
4 時限	15 : 00～16 : 00
5 時限	16 : 45～17 : 45
6 時限	18 : 30～19 : 30
7 時限	20 : 00～21 : 00

- ② 学生証を携帯していない学生には、受験資格は認められません。試験中は、学生証を試験監督者の見えやすいところに提示していなければなりません。

学生証を持参するのを忘れた場合は、法学部学生センターまたは学生部窓口で「仮学生証」（発行手数料500円が必要）の交付を受けてから受験してください。仮学生証は当日中に必ず返却してください。

- ③ 試験に20分以上遅刻した場合は、受験資格は認められません。また試験開始後、45分経過しなければ退場できません。

- ④ 専門科目の答案用紙の記入は、青または黒のペンまたはボールペンを使用しなければなりません。

- ⑤ 専門科目の定期試験受験者の座席は指定されています。当日、各教室の座席表を確認して、指定された席に着席してください。

- ⑥ 答案用紙には、学籍番号、学年、氏名、そして座席欄に座席番号を必ず記入してください。また、答案用紙は持ち帰らないで、必ず提出してください。

- ⑦ 試験監督者の指示に従わず試験場の秩序を乱した者については、その者の答案用紙を取り上げ、その科目の受験資格を停止させることがあります。この場合、当該科目のみ無効となります。

- ⑧ 試験での不正行為は絶対に許されません。不正行為があった場合には、それ以後の試験期間中の受験資格が全面的に停止されるばかりでなく、当該セメスターにおいて履修していた科目の単位はすべて無効とされ、かつ、無期停学処分を受けることになります。

詳細については、「不正行為等の措置に関する規程」（46ページ）を参照してください。

3. 追試験（学則第19条）

追試験とは、定期試験を受験する資格があるにもかかわらず、病気や不慮の事故等の正当な理由により定期試験を受験することができなかった科目について受けることができる試験のことをいいます。

(1) 受験資格者

病気・不慮の事故など「正当な理由」により専門科目（演習科目を除く）、外国語科目（一部科目を除く）、共通教養科目で定期試験（授業内試験は含まない）を受験できなかった者。

「正当な理由」の例

- ・ 病気
- ・ 親族（3親等以内の親族に限る）の危篤・死亡
- ・ 被災
- ・ 交通機関の遅延・停止
- ・ 就職試験、大学院入試等

(2) 受験手続について

①	申請手続きは、定められた期間に、「追試験受験申込書」、「追試験受験申請理由書」（欠席理由を証明できる「証明書」を貼付）を法学部学生センターに提出してください。 「証明書」の例 ・ 医師の診断書（加療期間が明記されたもの） ・ 葬儀の会葬礼状（日時の明記されたもの） ・ 事故証明書（事故または事由が確認でき、日時の明記されたもの） ・ 交通遅延証明書等（遅延日時が明記されたもの） ・ 就職試験受験証明書等
②	申請期間 （前期）7月下旬～8月上旬 ・（後期）1月下旬～2月上旬
③	追試験受験申請者を法学部で審査し、追試験受験資格者を認定します。 UNIPA に受験資格者と追試験時間割をお知らせします。
④	実施日 （前期）9月上旬 ・（後期）2月中旬
⑤	追試験受験料 1科目につき1,000円
⑥	受験科目の制限はありません。
⑦	追試験受験科目の成績評価は、通常定期試験と同一とします。

4. 再試験（学則第19条）

再試験とは、修得単位数の合計が122単位以上の4学年生が、当該年度に履修登録をした科目のうち不合格となった科目について再び受けることができる試験のことをいいます。

(1) 受験資格者

第4学年次に在籍中で、卒業要件に不足する単位数が6単位以内の者。

(2) 受験手続について

①	受験科目・制限 共通教養科目、外国語科目については、当該年度履修登録をし、かつ定期試験または追試験を受験して不合格になった科目に限ります。専門科目（演習科目を除く）については、当該年度履修登録をし、かつ不合格になった科目に限ります。
②	受験科目の評価は、最高でも60点とします。
③	申請手続として、指定された期間に「再試験受験申込書」を法学部学生センターに提出してください。
④	申請期間 2月下旬
⑤	法学部で再試験受験申請者を審査し、再試験受験資格者を認定し、UNIPAに受験資格者と再試験時間割を掲載します。
⑥	実施日 3月上旬
⑦	再試験受験料 1科目につき1,000円

4. 成績について

1. 成績評価（学則第18条）

成績評価は、シラバスの『成績評価方法』欄に記載されている評価方法に従って行われます。合格した科目は、評価のいかんに関わらず、取り消したり、再度履修登録したりすることはできません。

成績は100点満点で、60点以上が合格となり、59点以下は「不可」（定期試験を受験して不合格だった場合および定期試験を実施しない科目〔授業内試験を含む〕について不合格だった場合）となります。

定期試験（授業内試験は含まない）を受験しなかった科目の成績評価は「不受」（不受験）と表示されます。

評価	点 数
秀	(100点～90点)
優	(89点～80点)
良	(79点～70点)
可	(69点～60点)
不可	(59点以下)
合格	(評価が合格と不合格で行われる科目で適用)
不合格	(評価が合格と不合格で行われる科目で適用)
認定	海外語学研修（英語・中国語・韓国語）、（編入学において単位認定された科目）

※追試験での成績評価は、100点が最高点です。

※再試験での成績評価は、60点が最高点です。

2. 成績発表

前期は8月下旬、後期は2月下旬にUNIPAにて成績を確認してください。なお、就職活動等で提出する成績証明書は「秀」などの評価で表示され、不可および不受験の科目は表示されません。

3. 成績評価に関する照会制度

試験を受験したにもかかわらず不受験扱いになっている等、成績評価について疑問がある時は、定められた申請期間中に限り、法学部学生センターを通じて担当教員に対して説明を求めることができます。教員への直接の照会は禁止しています。

手続きの詳細は UNIPA にてお知らせします。

4. GPA (Grade Point Average) 制度について

近畿大学では、100点満点の成績評価に対応させて、成績評価の指標として GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度を施行しています。GPA とは、100点満点の実点を 5 段階の GP に置き換え、その科目の単位数と関連させて GP の平均値を算出した、最高点 4 点から最低点 0 点までの数値です。

GPA 制度の意義は、自分の学修の全体的な達成度合いを簡便に測ることができる点にあります。GPA は欧米の大学で広く採用されている評価方法であり、日本の大学のグローバル化に対応する制度です。すなわち、海外留学、海外の大学院進学、外資系企業への就職等の際に幅広く通用する国際標準の成績評価制度であり、拡大するグローバル社会において必要かつ有効な制度です。

(1) GPA 値の計算方法

GPA は以下の数値と計算式で算出されます。

実点評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下	不受験
5 段階評価	秀	優	良	可	不可	不受
GP	4	3	2	1	0	0

$$\text{GPA} = \frac{\{(\text{履修登録科目の単位数}) \times (\text{履修登録科目の GP})\} \text{の総和}}{\text{総履修登録単位数}}$$

(2) GPA 算出の具体例

科目	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
単位数	1	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2
実点	83	65	82	58	92	74	80	68	90	不受	85
GP	3	1	3	0	4	2	3	1	4	0	3

$$\begin{aligned}\text{GPA} &= \frac{1 \times 3 + 2 \times 1 + 1 \times 3 + 2 \times 0 + 2 \times 4 + 2 \times 2 + 2 \times 3 + 1 \times 1 + 2 \times 4 + 2 \times 0 + 2 \times 3}{1 + 2 + 1 + 2 + 2 + 2 + 2 + 1 + 2 + 2 + 2} \\ &= \frac{41}{19} = 2.16 \text{ (小数第 3 位を四捨五入)}\end{aligned}$$

- ・ GPA は小数第 3 位を四捨五入して、表記は小数第 2 位までとします。
- ・ GP 対象外科目(後述)は GPA の計算から除外します。
- ・ 不可、不受験となった科目を再履修して単位を修得した場合、通算の GPA には過去の GP=0 は算入されず、再履修時の GP のみが算入されます。
- ・ 法曹コースでは、第 3 学年次及び第 4 学年次への進級要件並びに法曹コース修了要件に GPA が適用されます。
- ・ 修学支援制度における新規採用・適格認定に際して、GPA を学業成績の指標として用いることとします。

(3) 履修取り下げについて

履修登録後、前期と後期の定められた期間に、学生本人から申し出があった GPA 対象科目に関してのみ履修の取り下げを認めます。詳細は UNIPA にてお知らせします。

- ・必修科目、第1学年次における必履修科目（専門科目の基幹科目）は履修取り下げができません。また、履修取り下げ期間中に、履修科目の変更や追加は認められません。

(4) GP 対象外科目

- ・近大ゼミ
- ・キャリア・デザイン2
- ・専門演習Ⅰ、専門演習Ⅱ
- ・キャップ制除外科目
(就業体験、インターンシップ、教職課程科目〈教育副専攻科目を含む〉、司書課程科目、大学間単位互換科目(大学コンソーシアム科目)、海外語学研修(英語)、海外語学研修(中国語)、海外語学研修(韓国語)、国際ボランティア実践、※LPC 留学プログラム履修者のみ(外国法政演習A・B))
- ・単位一括認定科目(第3学年次編入の場合)
- ・評価が合格と不合格で行われる科目

5. 学長賞・学部長賞

学則の定めるところにより、在学中の学業成績が優秀であり、他の学生の模範となる学生に対し、学長賞、学部長賞などが卒業式で授与されます。また、課外活動・クラブ活動などで顕著な成績や功績を挙げた学生は、特別に表彰されます。

5. コース・専攻プログラム・教育副専攻について

第2学年次から、専門的な知識を系統的かつ計画的に修得することができるよう、コース、専攻プログラム、教育副専攻のいずれかに所属することになります。選択は第1学年次の12月頃に行いますが、各コースには定員が設定されており、所属に際しては、選考が行われる場合もあります。コース選択時期以前に実施されるガイダンス等への参加が所属の前提となっているコースや事前に予備登録が必要なコースがありますので、入学直後から UNIPA を通じて配信される情報には十分注意してください。

専攻プログラム、教育副専攻は定員を設けていないので、希望するものを一つ選択することができます。ただし、教職課程を履修する学生は、必ず教育副専攻を選択してください。(他のコース・専攻プログラムの学生は、教職課程を履修することはできません。)さらに、教育副専攻において社会科学系または英語科系のいずれかを選択してください。

1. コース

進路について明確な目的意識を持つ学生のためにコース制を導入しています。3つ(司法コースを加えて4つ)のコースが設置されており、目的を同じくする学生同士で効率よく学習できる環境になっています。

法曹コース(・司法コース)	弁護士・検察官・裁判官等の法曹を目指す学生向け
行政コース	国家・地方公務員の行政職を目指す学生向け
国際コース	国際社会での活躍を目指す学生向け

※法曹コースには独自の進級要件があります。法曹コース所属学生が第3学年次・第4学年次に進級する際にその要件を充足していないときは、法曹コースに所属することができなくなりま

す。その場合、なお法曹を目指す学生のために、司法コース（第3学年次・第4学年次のみ設置）が用意されています。法曹コース進級要件を充足できないときは、司法コースに所属が変更になります。

2. 専攻プログラム

希望進路や問題意識に応じて、複数の専攻プログラムを設置しています。

犯罪・非行と法	検察事務官、裁判所事務官、警察官、刑務官等を目指す学生向け
経済生活と法	商社、司法書士、企業の法務担当等を目指す学生向け
会計・税務と法	公認会計士、銀行、証券会社、税理士等を目指す学生向け
まちづくりと法	建設会社、企業の環境・都市計画立案担当等を目指す学生向け

3. 教育副専攻

教育副専攻とは、法学部での授業のほかに教職課程を履修して、教員免許を取得することを目指す教員志望の学生を支援するための制度です。

教職課程開講科目のうち一部の科目（詳細は72ページの「教育副専攻科目」の表を参照）の単位を法学部卒業資格単位として認定する制度ですが、第4学年次に「教育実習」に行くことが認定の条件となります。第4学年次に「教育実習Ⅰ」を履修登録していないときは、他の専攻プログラムに所属変更となります。所属変更した場合、修得済みの教育副専攻科目（72ページに記載）の単位は、法学部卒業資格単位として認定されないほか、卒業に必要な単位計算は、変更後の専攻プログラムで行われ、単位修得状況によっては、留年となる場合があります。

- ・「教育実習」を申し込むにあたっては、教職教育部が定める要件を満たしていなければなりません。
- ・教育副専攻を選択した時は、他のコース、専攻プログラムを選択できません。
- ・教育副専攻を履修しても、教職課程を履修したことになるわけではありません。

教職課程についての詳細は、「教職課程履修要項」を参照してください。

4. コース・専攻プログラムの変更

(1) 専攻プログラムからの変更

専攻プログラム選択者は、第2学年の終了時、定められた期間内に手続を行うことにより、別の専攻プログラム、教育副専攻または行政コースへの変更が認められます。ただし、行政コースへの変更は、定員に空きがあり、かつ行政コースの選考に合格した場合に限ります。

(2) 教育副専攻からの変更

教育副専攻選択者は、第2学年および第3学年の終了時、定められた期間内に手続を行うことにより、専攻プログラムへの変更が認められます。また、第4学年次に「教育実習Ⅰ」を履修登録していない場合には、専攻プログラムに変更する必要があります。さらに、第2学年の終了時、行政コースの定員に空きがあり、かつ行政コースの選考に合格した場合に限り、行政コースへの変更が認められます。

(3) コースからの変更

① 法曹コースからの変更

法曹コース選択者は、第2学年および第3学年の終了時、第4学年後期の開始時、ならびに第4学年後期の終了時、定められた期間内に手続を行うことにより、専攻プログラムへの変更が認められます。また、法曹コース選択者は、第2学年の終了時、定められた期間内に手続を行うことにより、教育副専攻または行政コースへの変更が認められます。ただし、行政コース

への変更は、定員に空きがあり、かつ行政コースの選考に合格した場合に限ります。

なお、法曹コース選択者が、第3学年次および第4学年次に進級する際、法曹コース進級要件を満たさないときは、司法コースに変更しなければなりません（専攻プログラム、教育副専攻または行政コースに変更する場合はこの限りではありません。）。

②行政コースからの変更

行政コース選択者は、第2学年および第3学年の終了時、定められた期間内に手続を行うことにより、専攻プログラムへの変更が認められます。また、行政コース選択者は、第2学年の終了時、定められた期間内に手続を行うことにより、教育副専攻への変更が認められます。

③国際コースからの変更

国際コース選択者は、第2学年および第3学年の終了時、定められた期間内に手続を行うことにより、専攻プログラムへの変更が認められます。また、国際コース選択者は、第2学年の終了時、定められた期間内に手続を行うことにより、教育副専攻または行政コースへの変更が認められます。ただし、行政コースへの変更は、定員に空きがあり、かつ行政コースの選考に合格した場合に限ります。

※卒業資格単位の計算は、変更後の専攻プログラムまたはコースを基準として行われます。

※コースから専攻プログラムへ変更した場合には、コース演習の修得単位については、4単位を上限として、一般演習Aおよび一般演習Bに読み替えることができます。

※コース・専攻プログラムの変更手続についての詳細は、UNIPAに掲載しますので注意してください。

6. 進級要件について

法学部では学年制を採用しており、各学年1年以上在学し、それぞれの学年への進級基準（全学共通科目と専門単位の合計単位数）を満たさなければ「留年」となり、卒業時期が遅れることになります。

進級・卒業過程表

第1学年	修得単位	22単位未満	----->	留年（再び第1学年へ）
		22単位以上	——>	第2学年に進級
第2学年	通算修得単位	56単位未満	----->	留年（再び第2学年へ）
		56単位以上	——>	第3学年に進級
第3学年	通算修得単位	92単位未満	----->	留年（再び第3学年へ）
		92単位以上	——>	第4学年に進級
第4学年	通算修得単位	128単位未満	----->	留年（再び第4学年へ）
		128単位以上	——>	卒業

※法曹コースでは、別途進級要件が設定されています。

7. 卒業要件について（学則第21条）

1. 卒業要件

4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得して、卒業資格を得た者には、卒業証書・学位記を授与します。（追試験、再試験を含む）法学部の卒業要件の詳細は下記のとおりです。なお、メディア授業の授業形態で修得した単位数のうち、卒業要件を満たす単位数として算定できるのは、60単位が上限となります（38ページ参照）。

【全学共通科目】

科目分類		最低必要単位数
共通教養科目	課題設定・問題解決科目群	4単位
	地域性・国際性科目群	2単位
	人間性・社会性科目群、スポーツ・表現活動科目群、専門基礎科目群	4単位
	小 計	16単位
外国語科目	英語科目	14単位
	英語科目または第二外国語科目	4単位
小 計		34単位

※ LPC 留学プログラム履修者は、全学共通科目の卒業要件が一部異なります（詳細については39ページを参照）。

【専門科目】

所 属	科目分類	単位数	備 考
コース	①基幹科目	32単位	32単位を超えた単位は③に充当
	②展開科目（コース科目）	32単位	32単位を超えた単位は③に充当
	③その他の専門科目	30単位	
	小 計	94単位	
専攻プログラム ・ 教育副専攻	①基幹科目	32単位	32単位を超えた単位は④に充当
	②展開科目 （専攻プログラム科目）	20単位	20単位を超えた単位は③に充当、 さらに③で12単位を超えた単位 は④に充当
	③展開科目 （専攻プログラム科目以外の展開科目）	12単位	12単位を超えた単位は④に充当
	④その他の専門科目	30単位	
	小 計	94単位	

※自由選択科目は「その他の専門科目」に充当されます。

※ LPC 留学プログラムについては、39ページ参照

※法曹コースでは、別途修了要件が設定されています。

【合計必要単位数】 128単位

2. 必修科目

必修科目とは、卒業するために単位を修得していることが必要な科目であり、卒業に必要な単位数を充足していても、単位修得していない場合、卒業できません。

科目区分	内 容
共通教養科目	近大ゼミ、情報処理実習
英語科目	第1学年次：英語 1A・1B、Communicative English1A・1B 第2学年次：英語 2A・2B、Communicative English2A・2B ベーシック・ライティング A・B 第3学年次：英語 3A・3B
専門科目	専門演習Ⅰ、専門演習Ⅱ

※「専門演習Ⅱ」を履修するにあたっては、前年度までに「専門演習Ⅰ」の単位を修得している必要があります（法曹コースに所属する者のうち早期卒業候補者については75ページ参照）。

3. 必履修科目

必履修科目とは、少なくとも一度は履修しなければならない科目のことです。

科目区分	内 容
基幹科目	「憲法 A」「憲法 B」「行政法 A（行政法通則）」「刑法総論 A」「刑法総論 B」 「民法（総則）」「民法（契約）」「政治学原論 A」「政治学原論 B」

4. 9月卒業

卒業に必要な単位数が24単位以内の範囲で不足したために、3月に卒業できなかった場合、次年度の前期に開講されている科目を履修することによって、不足単位を満たすことができるならば、9月卒業の対象者となります。

- ①卒業に必要な単位数が24単位以内の範囲で不足したために、3月に卒業できなかった学生を対象にしていますが、前期に開講される科目だけで卒業に必要な単位数を満たすことが必要です。
- ②この制度によって9月卒業する場合、所定の手続きに従って9月卒業の申込みを済ませる必要があります。詳細は法学部学生センターにて確認してください。
- ③4年生の後期から1年間、近畿大学が定める交換、派遣もしくは認定留学をした場合も、留学中に修得した単位を認定することで卒業要件となる単位を充足することができるならば、9月卒業の対象者になります。その場合、留学前に所定の手続きに従って9月卒業の申込みを済ませておく必要があります。

5. 早期卒業

法曹コースに所属する早期卒業候補者が、第3学年次終了時において、卒業に必要な所定の授業科目の単位を全て修得し、かつ、卒業に必要な修得単位のうち、専門科目の必修科目について GPA が3.50以上であり、併せて、第3学年在学時に、法科大学院の入学試験を受験して合格した場合には、早期卒業の資格が得られます。

- ①法曹コースに所属する者が、第2学年次終了時において、履修することができる専門科目の必修科目を40単位以上修得し、かつ、単位を修得した専門科目の必修科目の GPA が3.50以上である場合には、早期卒業候補者として認定されます。
- ②早期卒業に必要な所定の授業科目の単位に、入学前の大学等で修得した単位、単位互換、留学等により大学で修得した単位は算入されません。

6. 授業形態と卒業単位数について

本学では様々な形態で授業を行います。代表的な授業形態は以下の通りです。

(1) 対面授業

教員が学生に対し、同じ空間（教室等、同じ時間で授業を実施する形態です。

(2) メディア授業

同時オンライン授業：会議アプリ等を活用し、Web を介して時間割に即して授業を受ける形態です。

オンデマンド授業：事前に教員が録画した授業を、時間割にとらわれず授業担当教員が定めた期間に視聴する形態です。

(2)の授業形態で修得した単位数は、60単位を上限として卒業に必要な単位として算定することができます。学部学科等の進級・卒業要件も確認しながら、メディア授業の単位修得が60単位を越えないように注意してください。

大規模災害など、非常事態が発生した場合には特例措置をとることがあります。その際は大学から改めてお知らせします。

また、(1)と(2)を組み合わせた授業もあり、組み合わせにより対面授業またはメディア授業のどちらかに分類されます。シラバスの「授業形態」に記載していますので、授業内容とともにこの情報も参考にして履修登録を行ってください。

※(1)と(2)を組み合わせた場合の対面授業の定義

授業回数の半数以上が「対面授業」として設定されている場合 ⇒ 対面授業と定義します

なお、授業形態のひとつとして「ハイフレックス授業」というものもあります。本学の場合、教員は全授業回を教室で実施するとともに、その授業を同時オンライン配信や、教室での授業内容をオンデマンド授業として配信する形態です。学生はどの授業回も、教室で対面授業として受講する、またはPC等で視聴するかを自由に選択できます。

ハイフレックス授業は自由度の高い授業形態である反面、受講者全員に対し、全授業回の半数以上を対面授業として設定していないため「メディア授業」となります。

繰り返しになりますが、メディア授業は卒業に必要な単位数に上限があります。卒業にも影響する重要な内容ですので、対面授業とバランスを取りながらメディア授業を履修するように心がけてください。

8. Law, Politics & Career (LPC) 留学プログラムについて

1. LPC 留学プログラムとは

法律や政策の専門性を生かしながら、グローバル社会で活躍したいという学生を対象にした留学を含む選抜プログラムです。

(1) 第2セメスターに履修希望者を募集し、選抜を行います。

(2) 卒業時に「LPC 留学プログラム修了」の認定を受けるためには、英語科目だけで22単位以上を修得していなければなりません。なお LPC 留学プログラム履修者に限り、卒業に必要な18単位を超過して修得した英語科目の単位を、4単位を上限として、共通教養科目の単位に振り替えることができます。

- (3) LPC 留学プログラム履修者は、必修の英語科目に加えて、第3セメスターに「留学セミナー」を履修する必要があります。また第5セメスター以降についても必修科目が通常の英語カリキュラムとは異なるので注意してください（40ページ参照）。
- (4) LPC 留学プログラムでは、第4セメスターに、オタゴ大学（ニュージーランド）に6カ月間留学します。留学修了後は、英語科目として8単位、専門科目として14単位が認定されます。
- (5) オタゴ大学への留学はLPC 留学プログラムの一環ですので、休学する必要はありません。
- (6) LPC 留学プログラム履修者も、コース、専攻プログラム、教育副専攻のいずれかに所属する必要があります。
- (7) 暴動・騒乱、テロなどによる政情不安や、自然災害、感染症の拡大などの不可抗力により、留学時期を延期または留学プログラム自体を中止することがあります。なお、最終的に留学が中止となった場合には、次の「卒業要件（LPC 留学プログラム）」に代えて、36ページ記載の卒業要件が適用されます。

2. 卒業要件（LPC 留学プログラム）

【全学共通科目】

	科目分類	最低必要単位数
共通教養科目	課題設定・問題解決科目群	4 単位
	地域性・国際性科目群	2 単位
	人間性・社会性科目群、スポーツ・表現活動科目群、専門基礎科目群	4 単位
	小 計	16単位
外国語科目	英語科目 ※18単位を超えて修得した英語科目の単位は4単位を上限として共通教養科目に充当されます。	22単位
小 計		34単位

【専門科目】

所属	科目分類	単位数	備 考
コース	①基幹科目	32単位	32単位を超えた単位は③に充当
	②展開科目（コース科目）	32単位	32単位を超えた単位は③に充当
	③その他の専門科目	30単位	
	小 計	94単位	
専攻プログラム ・ 教育副専攻	①基幹科目	32単位	32単位を超えた単位は④に充当
	②展開科目 （専攻プログラム科目）	20単位	20単位を超えた単位は③に充当、 さらに③で12単位を超えた単位は④に充当
	③展開科目 （専攻プログラム科目以外の展開科目）	12単位	12単位を超えた単位は④に充当
	④その他の専門科目	30単位	
	小 計	94単位	

※自由選択科目は「その他の専門科目」に充当されます。

【合計必要単位数】 128単位

3. 必修科目

必修科目とは、卒業するために単位を修得していることが必要な科目であり、卒業に必要な単位数を充足していても、単位修得していない場合は卒業できません。

【学部開講科目】

科目区分	内 容
共通教養科目	近大ゼミ、情報処理実習
英語科目	第1学年次：英語 1A・1B、Communicative English 1A・1B 第2学年次：英語 2A、Communicative English 2A、 ベーシック・ライティング A、留学セミナー 第3学年次：専門英語 A・B、Advanced Communicative English A・B
専門科目	専門演習 I、専門演習 II

【留学認定科目】

オタゴ大学で修得した以下の科目は、英語科目 8 単位、専門科目 14 単位、計 22 単位まで認定されます。

科目区分	現地必修科目名	認定科目（単位数）
英語科目	General English I	General English I (2)
	General English II	General English II (2)
	General English III	General English III (2)
	General English IV	General English IV (2)
専門科目	Intercultural Understanding	コース生： コース演習（異文化理解 A・B）(4) コース生以外： 一般演習 A・B (4)
	The Law & Politics : Introduction	外国法政演習 A・B (4)
	The Law & Politics : Intermediate	比較政治学 A・B (4)
	Internship	就業体験 (2)

4. 必履修科目

必履修科目とは、少なくとも一度は履修しなければならない科目のことです。

科目区分	内 容
基幹科目	「憲法 A」「憲法 B」「行政法 A（行政法通則）」「刑法総論 A」「刑法総論 B」 「民法（総則）」「民法（契約）」「政治学原論 A」「政治学原論 B」

9. 教職課程・司書課程について

教職課程や司書課程の科目は、法学部の科目の履修とは別に、それぞれの履修規程に従って選択し履修することができます。

1. 教職課程

教職課程は主として教職教育部の教員が担当し、卒業後に高等学校、中学校の教員を希望する学生のために、教員免許取得に必要な免許資格を修得させることを目的としています。履修希望者は、「教職課程ガイダンス」（日時と場所は UNIPA にて通知）に出席し、その指示に従って手続きをしてください。詳細は、「教職課程履修要項」を参照し、不明な点があれば大学院・共通教育学生センター（18号館1階）に問い合わせてください。

教職課程開講科目の単位は、教育副専攻科目として法学部が認めているものを除き、卒業資格単位数には含まれません。

教育副専攻については、72ページ参照

取得できる免許状

※習得できる免許状は「社会科（地理歴史、公民）」または「英語」のいずれかです。

	免許教科
中学校教諭一種	社会、英語
高等学校教諭一種	地理歴史、公民、英語

2. 司書課程

司書課程の科目を履修希望者は、「司書課程ガイダンス」（日時と場所は UNIPA にて通知）に出席し、その指示に従って手続きをしてください。詳細は、「司書課程履修要項」を参照し、不明な点があれば経営学部学生センター短期大学担当（21号館2階）に問い合わせてください。

10. 大学院法学研究科について

1. 法学研究科とは

学部を卒業した後、より高度な法律知識を身につけたい者のために、「大学院法学研究科」が置かれています。法学研究科は、法学及び政治学の分野において、その根底に横たわる重要問題や最先端の内容を教授・研究し、学生に幅広い基盤的な専門知識・考え方を修得させるとともに、専攻する各研究分野における応用力を身につけさせ、国際社会、国家または地域社会の発展に向けて、実際に指導的な役割を果たし得る多種多様な専門家を養成することを目指しています。これまで大学の研究者の育成ならびに法律上の専門知識を身につけた実務家の養成に、多くの貢献をしてきました。

法学研究科には、博士前期課程（2年）と博士後期課程（3年）があります。

2. 入学試験

入学試験についての実施時期は下記のとおりですが、詳細は、「大学院学生募集要項」を参照してください。

7月	学内推薦（前期課程）
9月	学内選考・一般選考・社会人選考（前期課程）
2月	学内選考・一般選考・社会人選考（前期課程） 一般選考・社会人選考（後期課程）

学内推薦、学内選考の応募基準、その他詳細については、法学部学生センターにお問い合わせください。

3. 特別科目等履修生（大学院学則第12条の3・17条・51条の2・特別科目等履修生に関する規程）

特別科目等履修生制度とは、法学部における成績が優秀で、かつ学内入試（学内推薦および学内選考）で大学院法学研究科に進学を志望する法学部4年生が、法学部第4学年次在学中に法学研究科博士前期課程の開講科目を履修し、特別科目等履修生として修得した単位が大学院進学後に博士前期課程の修了に必要な所定の単位として認定される制度です。

大学院入学前の修得単位については、大学院学則12条の3および51条の2に基づき、大学院入学後に15単位を超えない範囲で修了に必要な所定の単位として認定します。さらに大学院において優れた業績を上げた者は、大学院学則17条に基づき、1年間の在学で博士前期課程を修了することができます。

特別科目等履修生として登録できる者は、法学部第3学年次終了までの成績が優秀で、原則として115単位以上を修得していることとなっています（申請時期は3月頃）。

詳細は、法学部学生センターにお問い合わせください。

11. 学費について（学則第 37・38・39 条・学生規程第 12・13・14 条）

1. 納入期限

学費納付書（学費振込用紙）の送付、納入期限は下記のとおりです。

	前 期	後 期
学 費 納 付 書 送 付	4 月上旬	9 月上旬
納 入 期 限	5 月中旬	10 月中旬
最 終 納 入 期 限	7 月下旬	1 月下旬

※納入期限を過ぎ、最終納入期限までに延滞手続（延滞料2,000円がかかります）および未納学費の納入を完了しない場合は除籍となります。（詳細20ページ）

2. 分納・延納制度

経済的事情により納入期限までに学費を納入することが困難な場合は、所定の手続きをすることで、分納・延納制度を利用することができます。詳細は財務部資金室（1号館2階）にお問い合わせください。

		納入期限	納入方法
分納	前期	5 月下旬・6 月中旬・6 月下旬	3 回分割
	後期	10 月下旬・11 月下旬・12 月下旬	
延納	前期	6 月下旬	一括
	後期	12 月下旬	

12. 奨学金について

1. 近畿大学奨学金

勉学意欲が旺盛な学生で、経済的理由により修学が困難な方に対し、学費の一部を給付、貸与し学業を継続させることを目的とした各種の奨学制度があります。近畿大学奨学金（給付・貸与）、日本学生支援機構奨学金の貸与を希望する方は、指定する期間内に申込みをしてください。その他、災害特別奨学金、応急奨学金（家計が急変した場合）等があります。

2. 日本学生支援機構奨学金

独立行政法人日本学生支援機構は、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的としています。

給付型奨学金（修学支援新制度）と貸与型奨学金（第一種奨学金 [無利息]・第二種奨学金 [有利息]）があります。

このほかにも都道府県市町村や企業等による様々な奨学金制度がありますので、詳細は学生部奨学課（11月ホール1階）にお問い合わせください。

3. 在学生スカラシップ制度

法学部では、社会に貢献できる人材を積極的に育成するため、在籍する学生で学業成績が優秀な者に対し、勉学奨励を目的として、学費の全額を免除します。

この法学部在学学生スカラシップは学業成績および TOEIC の成績を基に決定します。資格などは次のとおりです。(①、②の条件を両方満たした者)

- ① TOEIC (当該年度 4 月 1 日以降に実施したもの) の成績が 600 点以上で、スコアシートと法学部在学学生スカラシップ申請書を 2 月末までに法学部学生センターへ提出した者。

申請に必要な物・・・学生証・スコアシート

※学内 TOEIC 受験者もスコアシートの提出が必要です。

※法学部在学学生スカラシップ申請書は、法学部学生センターにて配付します。

- ②以下の各学年の基準を満たした成績上位者 (各学年 5 名以内)

第 2 学年進級時 第 3 学年進級時	前年度に 40 単位以上を修得し、当該前年度の年度 GPA が 3.20 以上の者
第 4 学年進級時	前年度に 30 単位以上を修得し、当該前年度の年度 GPA が 3.20 以上の者

※スカラシップに認定された方へは 3 月下旬に決定通知書を送付いたします。

13. 証明書・学割について

在学生の証明書 (一部を除く) は、学内の証明書自動発行機から、あるいは一部コンビニエンスストア店舗内のマルチコピー機を利用して発行できます。ただし、学割証の発行については、コンビニ発行は利用できません。

どちらの方法も、事前にスマートフォン等から証明書発行サービスにログインして、証明書等発行の申込手続を行う必要があります。なお、初回ログイン時に KINDAI ID およびパスワードが必要となります (ID、パスワードともに入学時の学生証交換時に配付され、UNIPA ログインに利用するもの)。

詳細は、KUDOS ホームページを参照してください。

※休学中は、卒業 (修了) 見込証明書など一部発行されない証明書があります。

※退学者、除籍者の証明書は、法学部学生センターで発行します。

14. 定期健康診断について (学生規程第 27・28・29 条)

年度初めに行われる定期健康診断は、必ず受けなければなりません。病気その他やむを得ない事情により、定期健康診断を受けることができなかった者は、速やかにメディカルサポートセンター (11 月ホール 3 階) にて指示を受けてください。

健康診断の日時は UNIPA にてお知らせします。

15. 中央図書館案内

学習・研究にあたっては、中央図書館を大いに活用してください。

中央図書館は、中央館（10号館）・ビブリオシアター（5号館）と19号館図書室・A館図書室・B館図書室の3つの分室からなります。中央図書館を利用する際に、是非知っておいてほしい項目を下記に記載します。

利用の詳細については、中央図書館ホームページまたは中央図書館の各カウンターでお尋ねください。

1. 開館時間（中央図書館）

開講期：（月～土曜日）8：45～22：00 閉講期：（月～土曜日）9：00～18：00

試験期：（月～土曜日）8：30～22：00 日曜・休日開館日：10：00～18：00

※館内へは学生証を使って入館してください。

※長期休暇期間や大学行事等により、休館又は閉館時間が異なりますので、ご利用の際は、ホームページや公式X（旧：Twitter）にて最新の情報をご確認ください。

2. 貸出冊数・期間

学生：10冊 15日以内

院生：20冊 1か月以内

※貸出の際には学生証が必要です。

※長期休暇期間、前期・後期定期試験期間中は、貸出冊数・期間を変更することがあります。

3. 授業計画（Syllabus）参考文献について

「授業計画（Syllabus）」で教員が参考文献に指定した図書を配架しております。講義・実験・実習や定期試験等に活用してください。

4. 各種講習会について（オンデマンドによる随時開催など）

図書館では、より良いレポート・論文を作成するための情報収集法や、各種データベース・電子資料の使い方などを講習会形式でお教えします。どうぞご利用ください。

講習会の内容や申込についての詳細は、中央図書館館内掲示板、または中央図書館ホームページなどでお知らせします。

5. 電子資料の利用

学外からパソコン・スマートフォンで、電子ブック・電子ジャーナル・データベースなどを利用することができます。

中央図書館 URL

中央図書館 HP <https://www.clib.kindai.ac.jp>

データベース学外利用 https://www.clib.kindai.ac.jp/search/db_vpn.html

蔵書検索システム（OPAC） <https://opac.clib.kindai.ac.jp>

中央図書館公式X（旧：Twitter） 近畿大学中央図書館 @Kindai_Clib



中央図書館 HP

◆ 規程

〔追試験規程〕

第1条 追試験については、本学学則第19条に基づき、この規程を定める。

第2条 (受験資格およびその手続)

1. 定期試験を受験する資格を有するにもかかわらず、病気、不慮の事故等正当な理由により、専門科目（演習科目を除く）、共通教養科目・外国語科目につき定期試験を受けることができなかった者は、追試験の受験を申請することができる。
2. 申請者は、追試験受験申込書に必要な証明書を添付して、追試験受験の申請をしなければならない。
3. 本学部は、正当な理由があると認めた者に対して、追試験を実施する。

第3条 [削除]

第4条 [削除]

第5条 (追試験日程および実施方法)

追試験日程および実施方法は、UNIPA にて公表する。

第6条 追試験については、受験料を徴収する。

第7条 本規程は、平成20年度入学生から適用する。

〔再試験規程〕

第1条 再試験については、本学学則第19条に基づき、この規程を定める。

第2条 (受験資格およびその手続)

1. 本学部4学年学生で、専門科目・共通教養科目・外国語科目の取得単位数の合計が再試験受験の時点で122単位以上の学生に限る。
2. 申請者は、再試験受験申込書に必要な事項を記入して、再試験受験の申請をしなければならない。
3. 再試験受験資格者は、本学部で審査のうえ、認定する。

第3条 (受験科目の制限)

1. 共通教養科目および外国語科目については、第4学年（第7・8セメスター）において履修登録をし、定期試験または追試験を受験して、不合格になった科目に限り、再試験を受験することができる。また、専門科目（演習科目を除く）については、第4学年（第7・8セメスター）において履修登録をし、不合格になった科目に限り、再試験を受験することができる。ただし、定期試験を実施する専門科目（演習科目を除く）について「不受」の評価を受けたときは、この限りではない。
2. 再試験は、卒業資格単位に不足する単位数に該当する科目数まで受験することができる。ただし、6単位分を超えることはできない。

第4条 (受験科目の評価)

再試験受験科目の評価は、60点を最高限度とする。

第5条 (再試験日程および実施方法)

再試験日程および実施方法は、UNIPA にて公表する。

第6条 再試験については、受験料を徴収する。

第7条 本規程は、平成20年度入学生から適用する。

附則 この改正規程は平成30年4月1日から施行する。

〔不正行為等の措置に関する規程〕

(目的)

第1条 この規程は、試験の公正な実施のために、近畿大学学則（以下、学則という）第53条第3号第4号に基づき、不正行為者、不正行為者の処分及び措置、試験妨害者、試験妨害者の処分及び措置、並びに処分及び措置の決定手続に関して必要な事項を定めるものである。

(試験)

第2条 この規程における試験は、学則第17条に基づき、法学部が定める試験とする。

- 2 前項及び学則第19条に基づき追試験及び再試験を実施するときは、この規程に従う。ただし、再試験にあっては、第4条第1項本文の規程にかかわらず、再試験で受験した科目の単位のみを無効とする。

(不正行為)

第3条 近畿大学学生規程（以下、学生規程という）第16条にいう不正行為は、以下のとおりとする。

- (1) 本人に代わって他の者が受験すること。
- (2) 教科書、参考書、ノート、カンニングペーパー、携帯機器またはこれに類するものを盗み見ること。ただし当該試験において参照または使用を可とした指定された物件についてはこの限りでない。
- (3) 他人の答案を盗み見ること、並びに、答案を他人の窃用に供する意図で他人の閲覧できる状態におくこと。
- (4) 試験中に他人の物件を貸借すること。
- (5) 試験に関する事項を机等に書くこと。
- (6) カンニングペーパー・携帯機器（電源を切っているものも含む）またはこれに類するものをかばん等にしまうことなく、試験監督者の指示等に従わず身につけていること。またいかなる状況にあっても、試験監督者の許可なくこれらに触れること。
- (7) その他、試験の公正を害する行為をすること。

(不正行為者の処分)

第4条 前条に定める不正行為をした者（以下、不正行為者という）は学則41条によって処分される。

また、その不正行為が摘発された時から、その試験期間中のすべての学科目の受験資格を停止し、当該セメスターにおいて履修していた学科目（共通教養科目・外国語科目・専門科目など卒業要件となし得る科目）の単位はすべて無効とする。

ただし、近大ゼミ、専門演習Ⅰ・Ⅱについてはこの限りでない。

②教育副専攻プログラムに所属する学生は、不正行為が摘発された時点で、当該セメスターにおいて教育副専攻科目として教職科目の成績を認定されていた場合には、その科目の単位を無効とする。同プログラムに所属していない学生についてはこの限りでない。

2 不正行為者は、行為に至る経緯、行為の軽重および行為後の状況により、当該学年留置処分とすることがある。

3 不正行為を手助けした者は、不正行為者に準じて処分する。

(処分の決定手続)

第5条 不正行為者の処分の決定手続は、以下のとおりとする。

- (1) 当該科目の試験監督者・総監督は、不正行為者から事情を聴取し、不正行為の証拠となる物品等を確保し、報告書を作成する。その報告に基づいて、学生委員会が不正行為の事実確認を行う。
- (2) 当該学生に対する不正行為の処分は、学生委員会の報告に基づいて、教授会が行い、全体会議に報告する。
- (3) 学生規程第16条及び学則第41条第1項による処分がなされた学生に対して教授会が必要と認めるときは、その決議によってその者を相当の期間、学生委員会の指導及び監督のもとに置くことができる。

(試験妨害者の処分)

第6条 試験場において試験監督者の指示に従わず試験場の秩序を乱した者（以下、試験妨害者という）に対しては、直ちに答案用紙と学生証を回収し、その者の受験を停止することができる。

2 試験妨害者の当該科目の試験は無効とする。ただし、妨害行為が重大な影響をもたらしたときは、第4条に準じる処分を課すことができる。

3 試験妨害者の処分手続は、前条に準じる。

(処分の解除)

第7条 不正行為者及び試験妨害者の処分の解除は、学生委員会の報告に基づき、教授会がこれを決し、全体会議に報告する。

(運用指針)

第8条 学生委員会は、教授会・全体会議の助言を得て、この規程の運用指針を定めることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教務委員会との協議に基づいて、学生委員会が発議し、教授会の議を経て、全体会議の承認を得て行う。

附則 この改正規程は平成25年1月21日から施行する。

附則 この改正規程は平成26年3月10日に遡って施行する。

〔授業内試験における不正行為等に関する規程〕

（目的）

第1条 この規程は、近畿大学学則（以下、学則という）第41条、第53条第2項第3号及び第4号、近畿大学学生懲戒規程（以下、懲戒規程という）第3条ないし第6条等に基づき、定期試験に代わる授業内試験で不正行為に相当する行為を行った者（以下、「授業内試験不正行為者」ともいう）の処分及び措置等に関して必要な事項を定めるものである。

（不正行為に相当する行為）

第2条 本規程にいう不正行為に相当する行為とは、不正行為等の措置に関する規程第3条が定める不正行為に相当するものを言う。

（授業内試験不正行為者等の処分）

第3条 前条に定める不正行為に相当する行為を犯した者のうち、その態様等が悪質と認められる者は、懲戒規程第6条に基づき、嚴重注意に処する。ただし、その態様等が特に悪質な場合には、懲戒規程第3条（7）に該当するものとして、学則第41条によって処分する。

2 前項の規定は、不正行為に相当する行為を不正行為として取り扱うことを排除しない。その場合には、不正行為等の措置に関する規程（以下、不正行為規程という）を適用する。

（処分の決定手続）

第4条 授業内試験不正行為者等の処分の決定手続は、以下のとおりとする。

- （1）当該科目の担当教員が、不正行為に相当する行為を行った者等から事情を聴取し、その証拠となる資料等を確保し、報告書を作成する。その報告に基づいて、学生委員会がその事実確認を行う。
- （2）学生委員会による事実確認には、適宜、当該科目の担当教員の参画を得る。
- （3）その余の手続は、不良行為者の処分の場合に準じる。不正行為として処分する場合には、不正行為規程による。

（学生への周知）

第5条 各担当教員は、不正行為に相当する行為が非違行為であることを、学生に対して周知徹底するものとする。

（運用指針）

第6条 学生委員会は、教授会・全体会議の助言を得て、この規程の運用指針を定めることができる。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、教務委員会との協議に基づいて、学生委員会が発議し、教授会の議を経て行う。

附則 この規程は令和5年4月1日から施行する。

〔試験に代わるレポートの剽窃等に対する措置に関する規程〕

（目的）

第1条 この規程は、成績評価の方法の変化、剽窃による著作権侵害等の防止が強く求められている事情等を踏まえ、特に試験に代わるレポートの剽窃等の防止のために、近畿大学学則（以下、学則という）第41条、第53条第2項第3号及び第4号、近畿大学学生懲戒規程（以下、懲戒規程という）第3条ないし第6条等に基づき、試験に代わるレポートの剽窃等を行った者の処分及び措置等に関して必要な事項を定めるものである。

（試験に代わるレポートの剽窃等）

第2条 以下の行為を禁止する。

- （1）レポート等において剽窃・盗用等の行為を行うこと、もしくは行わせること
- （2）本人に代わって、他者にレポート等を代筆させること、もしくは代筆すること、又は、許可されていないインターネット上の翻訳サービスを利用すること
- （3）設定された提出期限前に、自身が作成したレポート等をオンライン等の手段により公開すること
- （4）その他、レポート等の作成や公表等に関連して、試験の公正を害する行為をすること

（剽窃者等の処分）

第3条 前条（1）～（4）に定める剽窃等をした者（以下、剽窃者等という）のうち、その態様等が悪質と認められる者は、懲戒規程第6条に基づき、嚴重注意に処する。ただし、その態様等が特に悪質な場合には、懲戒規程第3条（7）に該当するものとして、学則第41条によって処分する。

2 前項の規定は、剽窃等を不正行為として取り扱うことを排除しない。その場合には、不正行為等

の措置に関する規程（以下、不正行為規程という）を適用する。

（処分の決定手続）

第4条 剽窃者等の処分の決定手続は、以下のとおりとする。

- （1）当該科目の担当教員が、剽窃者等から事情を聴取し、剽窃等の証拠となる資料等を確保し、報告書を作成する。その報告に基づいて、学生委員会が剽窃等の事実確認を行う。
- （2）学生委員会による事実確認には、適宜、当該科目の担当教員の参画を得る。
- （3）その余の手続は、不良行為者の処分の場合に準じる。不正行為として処分する場合には、不正行為規程による。

（学生への周知）

第5条 学生委員会及び各担当教員は、剽窃等が非違行為であり、犯罪に該当し得るものであることを、学生に対して周知徹底するものとする。

（運用指針）

第6条 学生委員会は、教授会・全体会議の助言を得て、この規程の運用指針を定めることができる。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、教務委員会との協議に基づいて、学生委員会が発議し、教授会の議を経て、全体会議の承認を得て行う。

附則 この改正規程は令和3年4月1日から施行する。

〔法学部生の外国留学に関する規程〕

（目的）

第1条 この規程は、法学部生の外国留学（以下「留学」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条 この規程における留学とは、特別に定めのある場合を除き、法学部がカリキュラムの一部として独自に実施する協定先大学への留学をいう。

（留学の資格）

第3条 留学できる者は、法学部に1年以上在学し、かつ法学部が定める留学許可基準を満たした者とする。

（留学できる期間）

第4条 留学期間は、原則として1年以内とする。

- 2 前項の留学期間は、これを修業年限に算入する。ただし、この規程に基づく留学を修了した学生が、再度近畿大学が定める交換留学、派遣留学、認定留学の制度を利用して外国留学する場合、法学部教授会の議を経て、当該留学期間を修業年限に算入することができる。この場合、前項の留学期間と合わせて、通算2年間を超えないものとする。

（修得単位の取り扱い）

第5条 前条第1項の留学期間中に留学先大学の科目を履修して修得した単位を、法学部において修得したものとみなし、卒業に必要な単位として認定することができる。

- 2 前項の規定により認定することができる単位数は、22単位以下とする。

附則 この規程は平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程の改正は平成31年4月1日から施行する。

〔法学部早期卒業運用細則〕

（趣旨）

第1条 この細則は、近畿大学学則第21条ただし書の規定に基づき、近畿大学法学部に3年間在学した者に卒業の認定を行うこと（以下「早期卒業」という。）に関し必要な事項を定める。

（早期卒業の要件）

第2条 法曹コースに所属し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り、早期卒業の資格を得ることができる。

- （1）第3学年次終了時において、卒業に必要な所定の授業科目の単位を全て修得していること。ただし、入学前の大学等で取得した単位及び単位互換、留学等により他大学で取得した単位については、早期卒業要件科目として算入しない。
- （2）前号の卒業に必要な修得単位のうち、専門科目の必修科目について、近畿大学法学部法曹コースに関する運用規程第4条に定める要件（GPAが3.50以上）を満たすこと。

(3) 第3学年在学時に、法科大学院（連携協定先の法科大学院に限定しない。）の入学試験を受験し、合格した者。

（早期卒業候補者の認定及び指導並びに早期卒業希望申請）

第3条 法曹コースに所属する者が、第2学年次終了時において、履修することができる専門科目の必修科目を40単位以上取得し、かつ、取得した専門科目の必修科目についてGPAが3.50以上である者は、早期卒業候補者として認定する。

2 第1項の認定を受け、かつ、早期卒業を希望する者は、法学部長に早期卒業希望申請を行うとともに保証人の早期卒業同意書を法学部長に届け出なければならない。

3 第1項の認定を受けた者は、当該認定後、法曹コースの担当教員及び履修する専門演習の担当教員に、学業の進捗状況を随時報告し、適切な履修指導を受けなければならない。

4 早期卒業希望申請をし、かつ、前条第1号及び第2号の早期卒業要件を満たす見込みの者は、第3学年次に法科大学院入学試験を受験しなければならない。

（早期卒業希望申請の適用除外）

第4条 編入学、転部・転学部又は再入学をした者及び入学後に休学をした者は、早期卒業希望申請を認めない。

（早期卒業希望申請者の履修登録）

第5条 早期卒業希望申請者は、所定の登録制限単位数にかかわらず、第3学年次において、年間で53単位まで履修できるものとする。

2 早期卒業希望申請者は、第3学年次において、専門演習Ⅰを履修するとともに、専門演習Ⅱを履修できるものとする。

（早期卒業希望申請の取下げ）

第6条 早期卒業希望申請をした者は、早期卒業資格判定までの間は、いつでも、当該申請を取り下げることができる。ただし、当該申請を取り下げたときは、改めて早期卒業希望申請をすることはできない。

（早期卒業の時期）

第7条 早期卒業の時期は、第3学年次の3月とする。

（細則の改廃）

第8条 この細則の改廃は、法学部教授会が行う。

附則 この細則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

附則 この細則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この細則の改正は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。

※これらの規程は、改正される場合があります。その際は、UNIPAにてお知らせします。

〔近畿大学法学部法曹コースに関する運用規程〕

（目的）

第1条 この規程は、近畿大学法学部の法曹コースに関して必要な事項を定めるものとする。

（法曹コースへの所属）

第2条 法曹コースへの所属は、第2学年進級時に行うものとする。

2 法曹コースへの所属は、第1学年後期終了時において、コース担当教員による会議に基づき選考を行い、法学部教授会での承認を受けるものとする。

3 前項の選考は、次の基準に従って行うものとする。

(1) 近畿大学法学部の卒業に必要な単位として32単位以上修得し、かつ、第1学年次に配当される「憲法A（統治）」、「憲法B（人権）」、「民法（総則）」、「民法（契約）」、「刑法総論A」、「刑法総論B」及び「行政法A（行政法通則）」を修得していること。

(2) 法曹コースの定員は各年度において30名とし、コースへの所属を希望する者が定員数を超える場合は、GPAの上位から順に選抜する。

4 修業年限を超える者は、法曹コースに所属することができない。休学期間は、在学期間及び修業年限に含めない。

5 法曹コースへの編入は認めない。

（進級及び修了の要件）

第3条 法曹コースに所属し、次学年次に進級することができる者は、次に定めるとおりとする。

- (1) 第3学年次に進級できる者は、第2学年次終了時まで履修することができる専門科目の必修科目を36単位以上取得し、かつ、取得した専門科目の必修科目について GPA が3.50以上である者
- (2) 第4学年次に進級できる者は、第3学年次終了時まで履修することができる専門科目の必修科目を全て取得し、かつ、取得した専門科目の必修科目について GPA が3.50以上である者
- 2 当該学年終了時に前項に定める要件を欠く者は、次学年次進級時に、司法コース又は専攻プログラムへの変更を選択することができる。
- 3 法曹コースに所属し、法曹コース修了の資格を得ることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 卒業に必要な所定の授業科目の単位を全て修得していること。
 - (2) 卒業に必要な修得単位のうち、専門科目の必修科目について GPA が3.50以上であること。
 - (3) 第3学年次終了時には、在学期間が通算3年に達していること。第4学年次終了時には、在学期間が通算4年以上に達していること。
- 4 法曹コース修了の認定は、卒業判定時（早期卒業判定時を含む。）に行う。
- 5 卒業判定時に法曹コース修了の資格が認められない者について、卒業に必要な科目の修得単位の読替えを行う場合は、教授会の審議を経て決定する。

(GPA の計算方法)

第4条 GPA は、近畿大学の定めるところに基づき計算するものとする。

(学修指導教員)

第5条 法曹コースに学修指導教員を置き、近畿大学法学部の専任教員の中から選任する。

- 2 各学修指導教員は、各年度において5名程度の法曹コースに所属する学生を担当し、学習や進路に関する指導を行うものとする。

(法曹コース運営委員会)

第6条 法曹コースの運営に関する審議を行うため、法曹コース運営委員会を置く。

- 2 法曹コース運営委員会は、法曹コースに所属する教員をもって構成する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、法曹コースの運用に関して必要な事項は、法曹コース運営委員会によって決定する。

附則 1 第2条第3項第1号後段の科目群は、令和3年度入学生については、「憲法A（統治）」、「憲法B（人権）」、「民法（総則）」、「民法（契約）」、「刑法A（総論）」、「刑事法入門」及び「行政法入門」とする。

- 2 第4条の規定にかかわらず、外部機関に GPA を提出する場合において、当該機関から別途の基準を指示されたときは、当該基準に基づいて再計算を行うこととする。

(削除)

- 3 この規程は、令和3年9月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

附則 この規程の改正は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。

Ⅲ. 科目表および学年配当表

◆ 科目表の見方

[例]

科目名	配当学年	開講期(セメスター)	単位数	履修形式	細目
人権法A	2～4年	前期(3)	2	選択必修	横断

①科目名

科目の正式な名称です。()で副題が付けられているものもあります。

②配当学年

その科目を履修することができる学年を表しています。上の例では、配当学年が「2～4年」となっているため、第2・3・4学年の学生がこの科目を履修することができます(第1学年の学生がこの科目を履修することはできません)。

これに対して、単一の学年しか示されていないときは、その学年の学生だけがその科目を履修することができます。例えば、配当学年が「2年」となっているときは、第2学年の学生だけがその科目を履修することができます(第1・3・4学年の学生が履修することはできません)。

③開講期(セメスター)(全学共通科目のみ)

その科目が開講される時期を表しています。なお、「前期または後期」となっているときは、前期か後期のどちらか一方(または両方)で開講されます。

セメスターは、上記②の配当学年が複数年にわたっているときは、最初に履修が可能になるセメスターを表しています。上の例では、この科目を最初に履修することができるのが第3セメスターであることから、「(3)」となっています。

④単位数

その科目を履修し合格したときに認定される単位数を表しています。

⑤履修形式(専門科目のみ)

その科目の履修形式を表しています(履修形式については、25-26ページを参照してください)。

⑥細目(展開科目のみ)

展開科目の分類を表しています。通常は気にする必要はありませんが、教育副専攻を選択したときは、この細目に注意してください。

横断：各学科の専攻プログラム全てにおいて「専攻プログラム科目」に指定されている科目です。

個別：各専攻プログラムのいずれかにおいて「専攻プログラム科目」に指定されている科目です。

そのため同じ科目であっても、専攻プログラムによって、専攻プログラム科目であったり、専攻プログラム科目以外の展開科目であったりします。

経済：経済学部で開講されている科目です。

1. 全学共通科目

(1) 科目表

(ア) 共通教養科目

科 目 群	科 目 名	配当学年	開講期(セメスター)	単位数	単位数
課題設定・問題 解決科目群	近大ゼミ(＊)	1 年	前期(1)	2	4 単位 以上
	情報処理実習(＊)				
	日本語の技法	1 ～ 4 年	前期(1) または後期(2)		
	生命の科学				
	環境科学				
	思考の技術				
	基礎数学				
	科学技術の発展と現代社会				
	データリテラシー入門				
	暮らしのなかの起業入門				
	教養特殊講義 C				
	キャリア・デザイン 1	1 年	後期(2)		
	キャリア・デザイン Math1	1 ～ 4 年	前期(1)		
	キャリア・デザイン Math2		後期(2)		
地域性・国際性 科目群	地域と環境の地理学	1 ～ 4 年	前期(1) または後期(2)	2	2 単位 以上
	日本近現代史				
	世界近現代史				
	国際化と異文化理解				
	教養特殊講義 B				
人間性・社会性 科目群	人権と社会 1	1 ～ 4 年	前期(1) または後期(2)	2	4 単位 以上
	人権と社会 2		後期(2)		
	現代社会と倫理		前期(1) または後期(2)		
	心理と行動				
	現代の社会論				
	芸術鑑賞入門				
	哲学と人間・社会				
	住みよい社会と福祉				
	現代経済の課題				
	マスメディアの基本構造				
	教養特殊講義 A				
	スポーツ・表現 活動科目群				
生涯スポーツ 2		後期(2)			
専門基礎科目群	法学入門	1 ～ 4 年	前期(1)	2	

*「近大ゼミ」および「情報処理実習」は必修科目です。卒業するためには、必ず単位を修得しなければなりません。

【共通教養科目の卒業要件単位数】

- ①「課題設定・問題解決科目群」から 4 単位以上修得
- ②「地域性・国際性科目群」から 2 単位以上修得
- ③「人間性・社会性科目群」「スポーツ・表現活動科目群」「専門基礎科目群」から 4 単位以上修得
- ④共通教養科目全体で16単位以上修得(=上記①②③以外の残る 6 単位はいずれの科目群からでも修得可)

(イ) 外国語科目

(a) 英語科目

科 目 名	配当学年	開講期(セメスター)	単位数	備 考	
英語1A	1 年	前期 (1)	2	必修。不合格者は再履修する必要があります。	
Communicative English 1A			1		
英語1B		後期 (2)	2		
Communicative English 1B			1		
英語2A	2 年	前期 (3)			必修。不合格者は再履修する必要があります。 (LPC 留学プログラム履修者を除く)
ベーシック・ライティング A					
Communicative English 2A		後期 (4)			
英語2B					
ベーシック・ライティング B	Communicative English 2B				
英語3A		3 年	前期 (5)	1	
英語3B	後期 (6)				
アカデミック・ライティング A	3 ～ 4 年	前期 (5)	1	LPC 留学履修者は、専門英語 A、専門英語 B、Advanced Communicative English A、Advanced Communicative English B を履修する必要があります。	
TOEIC A					
専門英語 A					
Advanced Communicative English A					
アカデミック・ライティング B		後期 (6)			
TOEIC B					
専門英語 B					
Advanced Communicative English B					
海外語学研修(英語)	1 ～ 4 年	前期または後期	2		

(b) LPC 留学プログラム科目

* 以下の科目は、LPC 留学プログラム履修者しか履修することができません。

科 目 名	配当学年	開講期(セメスター)	単位数	備 考
留学セミナー	2 年	前期 (3)	1	必修
General English I		後期 (4)	2	必修
General English II				
General English III				
General English IV				

(c) 第二外国語科目

科 目 名	配当学年	開講期(セメスター)	単位数	備 考
ドイツ語総合 1	1 ～ 4 年	前期 (1)	1	同一言語を 1 ・ 2 継続して履修登録してください。
フランス語総合 1				
中国語総合 1				
韓国語総合 1				
スペイン語総合 1				
イタリア語総合 1				
ドイツ語総合 2		後期 (2)		
フランス語総合 2				
中国語総合 2				
韓国語総合 2				
スペイン語総合 2				
イタリア語総合 2				
ドイツ語総合 3	2 ～ 4 年	前期 (3)		履修することができるのは、履修を希望する言語の総合 1 ・ 2 の少なくとも一方の単位を修得済みの学生です。 また同一言語を 3 ・ 4 継続して履修登録してください。
フランス語総合 3				
中国語総合 3				
韓国語総合 3				
スペイン語総合 3				
イタリア語総合 3				
ドイツ語総合 4		後期 (4)		
フランス語総合 4				
中国語総合 4				
韓国語総合 4				
スペイン語総合 4				
イタリア語総合 4				
ドイツ語コミュニケーション 1		前期 (3)	履修することができるのは、履修を希望する言語の総合 1 ・ 2 の少なくとも一方の単位を修得済みの学生です。 また同一言語を 1 ・ 2 継続して履修登録してください。	
フランス語コミュニケーション 1				
中国語コミュニケーション 1				
韓国語コミュニケーション 1				
スペイン語コミュニケーション 1				
イタリア語コミュニケーション 1				
ドイツ語コミュニケーション 2				後期 (4)
フランス語コミュニケーション 2				
中国語コミュニケーション 2				
韓国語コミュニケーション 2				
スペイン語コミュニケーション 2				
イタリア語コミュニケーション 2				
ドイツ語カルチャーセミナー A	3 ～ 4 年	前期 (5)	履修することができるのは、履修を希望する言語の総合 3 ・ 4 の少なくとも一方の単位を修得済みの学生です。 また同一言語を A ・ B 継続して履修登録してください。	
フランス語カルチャーセミナー A				
中国語カルチャーセミナー A				
韓国語カルチャーセミナー A				
ドイツ語カルチャーセミナー B		後期 (6)		
フランス語カルチャーセミナー B				
中国語カルチャーセミナー B				
韓国語カルチャーセミナー B				
ドイツ語コミュニケーション 3		前期 (5)	履修することができるのは、履修を希望する言語の総合 3 ・ 4、コミュニケーション 1 ・ 2 の 4 科目のうち、少なくとも 2 科目の単位を修得済みの学生です。 また同一言語を 3 ・ 4 継続して履修登録してください。	
フランス語コミュニケーション 3				
中国語コミュニケーション 3				
韓国語コミュニケーション 3				
ドイツ語コミュニケーション 4		前期 (6)		
フランス語コミュニケーション 4				
中国語コミュニケーション 4				
韓国語コミュニケーション 4				
海外語学研修(中国語)	1 ～ 4 年	前期または後期		
海外語学研修(韓国語)				

(2) 学年配当表

		1 ～ 4 年			2 ～ 4 年
		前 期	後 期	前期または後期	前 期
外国語科目	共通教養科目	近大ゼミ 情報処理実習 (再履修クラスは前後期とも開講) キャリア・デザイン Math1 生涯スポーツ 1 法学入門 暮らしのなかの起業入門	キャリア・デザイン 1 (1 年後期のみ) キャリア・デザイン Math2 人権と社会 2 生涯スポーツ 2	日本語の技法 生命の科学 環境科学 思考の技術 基礎数学 科学技術の発展と現代社会 データリテラシー入門 地域と環境の地理学 日本近現代史 世界近現代史 国際化と異文化理解 人権と社会 1 現代社会と倫理 心理と行動 現代の社会論 芸術鑑賞入門 哲学と人間・社会 住みよい社会と福祉 現代経済の課題 マスメディアの基本構造 教養特殊講義 A 教養特殊講義 B 教養特殊講義 C	
	英語科目	英語1A Communicative English 1A	英語1B Communicative English 1B	海外語学研修 (英語)	英語2A ベーシック・ライティング A Communicative English 2A
	LPC留学プログラム				留学セミナー (2 年前期のみ)
外国語科目	第二外国語科目	ドイツ語総合 1 フランス語総合 1 中国語総合 1 韓国語総合 1 スペイン語総合 1 イタリア語総合 1	ドイツ語総合 2 フランス語総合 2 中国語総合 2 韓国語総合 2 スペイン語総合 2 イタリア語総合 2	海外語学研修 (中国語) 海外語学研修 (韓国語)	ドイツ語総合 3 フランス語総合 3 中国語総合 3 韓国語総合 3 スペイン語総合 3 イタリア語総合 3 ドイツ語コミュニケーション 1 フランス語コミュニケーション 1 中国語コミュニケーション 1 韓国語コミュニケーション 1 スペイン語コミュニケーション 1 イタリア語コミュニケーション 1

2～4年 後期	3～4年			
	前期	後期		
			共通教養科目	
英語2B ベーシック・ライティング B Communicative English 2B	英語3A アカデミック・ライティング A TOEIC A 専門英語 A Advanced Communicative English A	英語3B アカデミック・ライティング B TOEIC B 専門英語 B Advanced Communicative English B	英語科目	外国語科目
General English I General English II General English III General English IV (全て2年後期のみ)			LPC留学プログラム 科目	
ドイツ語総合 4 フランス語総合 4 中国語総合 4 韓国語総合 4 スペイン語総合 4 イタリア語総合 4 ドイツ語コミュニケーション 2 フランス語コミュニケーション 2 中国語コミュニケーション 2 韓国語コミュニケーション 2 スペイン語コミュニケーション 2 イタリア語コミュニケーション 2	ドイツ語カルチャーセミナー A フランス語カルチャーセミナー A 中国語カルチャーセミナー A 韓国語カルチャーセミナー A ドイツ語コミュニケーション 3 フランス語コミュニケーション 3 中国語コミュニケーション 3 韓国語コミュニケーション 3	ドイツ語カルチャーセミナー B フランス語カルチャーセミナー B 中国語カルチャーセミナー B 韓国語カルチャーセミナー B ドイツ語コミュニケーション 4 フランス語コミュニケーション 4 中国語コミュニケーション 4 韓国語コミュニケーション 4	第二外国語科目	

2. 専門科目

(1) 科目表

(i) 専攻プログラム・教育副専攻

(ア) 基幹科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式
憲法A(統治)	1～4年	2	必履修
憲法B(人権)			
行政法A(行政法通則)			
刑法総論A			
刑法総論B			
民法(総則)			
民法(契約)			
政治学原論A			
政治学原論B			
憲法C(憲法理論)	2～4年	2	選択必修
憲法D(憲法訴訟)			
行政法B(行政作用法)			
行政法C(行政救済法)			
刑法各論A			
刑法各論B			
刑事訴訟法A			
刑事訴訟法B			
民法(物権)			
民法(債権総論)			
民法(親族)			
商法総則・商行為A(商法総則)			
会社法A(総則・設立・機関)			
会社法B(株式・資金調達)			
民事訴訟法A			
国際法入門			
国際政治学A			
行政学A			
行政学B			
公共政策			

(イ) 展開科目

[注意] 専攻プログラムによって内容・構成が異なりますので、注意してください。また、教育副専攻を選択した場合の展開科目については後掲「(エ) 教育副専攻科目」を参照してください。

[犯罪・非行と法]

a) 専攻プログラム科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	細 目
裁判法	2 ～ 4 年	2	選択必修	横断
人権法 A				
人権法 B				
日本法制史 A				
日本法制史 B				
西洋法制史 A				
西洋法制史 B				
民法 (不法行為)				
民法 (担保)				
政治過程論				
政治思想史 A				
政治思想史 B				
政治史 A				
政治史 B				
国際法 A (総論)				
国際人権法	3 ～ 4 年			
法哲学 A (法哲学総論)				
法哲学 B (法哲学各論)				
法社会学 A				
法社会学 B				
民法 (相続)				
犯罪学	2 ～ 4 年	2	選択必修	個別
少年法				
刑事法特論				
社会保障法 B (社会福祉関係法)				
社会心理学 A				
社会心理学 B				
発達臨床心理学				

b) 専攻プログラム科目以外の展開科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	細目
法学の基礎	1 年	2	選択必修	個別
特別講義 A	1 ～ 2 年			
働く人々と雇用・労働環境	1 ～ 4 年			
商法総則・商行為 B（商行為）	2 ～ 4 年			
労働法 A（労働法のしくみ）				
労働法 B（採用から退職まで）				
国際組織法				
経済原論 A				
経済原論 B				
環境法 A（環境法概説）				
環境法 B（環境法の現代的展開）				
国際政治学 B				
日本外交史				
国際政治史				
比較政治学 A				
比較政治学 B				
会社法 C（計算・組織再編）	3 ～ 4 年			
英米法 A（総論・アメリカ憲法）				
英米法 B（アメリカ法制度）				
租税法 A				
租税法 B				
支払決済法				
保険法				
海商法				
経済法				
信託法				
知的財産法 A（知財の基礎）				
知的財産法 B（知財の保護・活用）				
金融商品と法				
消費者法				
不動産登記法				
借地借家法				
民事訴訟法 B				
民事執行・保全法				
破産法				
民事再生・会社更生法				
国際環境法				
国際私法 A（家族法関係）				
国際私法 B（財産法関係）				
国際取引法				
国際経済法				
初級簿記				
中級簿記				
会計学				
経営学 A				
経営学 B				
社会保障法 A（総論・社会保険関係法）				
国際法 B（各論）				
土地家屋調査				
不動産鑑定				
地方自治法				
地方自治論 A				
地方自治論 B				
財政学 A				
財政学 B				
都市計画論 A				
都市計画論 B				
NPO 論 A				
NPO 論 B				
ジェンダー法 A				
ジェンダー法 B				
国際法 C（紛争解決）				
経済政策 A				
経済政策 B				
社会政策 A				
社会政策 B				
特別講義 B				
民事法特別講義 I	2 ～ 4 年			
民事法特別講義 II	3 ～ 4 年			

[経済生活と法]

a) 専攻プログラム科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	細目
裁判法	2～4年	2	選択必修	横断
人権法A				
人権法B				
日本法制史A				
日本法制史B				
西洋法制史A				
西洋法制史B				
民法(不法行為)				
民法(担保)				
政治過程論				
政治思想史A				
政治思想史B				
政治史A				
政治史B				
国際法A(総論)	3～4年			
国際人権法				
法哲学A(法哲学総論)				
法哲学B(法哲学各論)				
法社会学A				
法社会学B				
民法(相続)	2～4年			
商法総則・商行為B(商行為)				
労働法A(労働法のしくみ)				
労働法B(採用から退職まで)				
会社法C(計算・組織再編)	3～4年	2	選択必修	個別
支払決済法				
保険法				
海商法				
経済法				
信託法				
知的財産法A(知財の基礎)				
知的財産法B(知財の保護・活用)				
金融商品と法				
消費者法				
不動産登記法				
借地借家法				
民事訴訟法B				
民事執行・保全法				
破産法				
民事再生・会社更生法				

b) 専攻プログラム科目以外の展開科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	細 目	
法学の基礎	1 年	2	選択必修	個別	
特別講義 A	1 ～ 2 年				
働く人々と雇用・労働環境	1 ～ 4 年				
犯罪学	2 ～ 4 年				
国際組織法					
経済原論 A					
経済原論 B					
環境法 A（環境法概説）					
環境法 B（環境法の現代的展開）					
国際政治学 B					
日本外交史					
国際政治史					
比較政治学 A					
比較政治学 B					
英米法 A（総論・アメリカ憲法）					3 ～ 4 年
英米法 B（アメリカ法制度）					
租税法 A					
租税法 B					
少年法					
刑事法特論					
国際環境法					
国際私法 A（家族法関係）					
国際私法 B（財産法関係）					
国際取引法					
国際経済法					
初級簿記					
中級簿記					
会計学					
経営学 A					
経営学 B					
社会保障法 A（総論・社会保険関係法）					
社会保障法 B（社会福祉関係法）					
国際法 B（各論）					
土地家屋調査					
不動産鑑定					
地方自治法					
地方自治論 A					
地方自治論 B					
財政学 A					
財政学 B					
都市計画論 A					
都市計画論 B					
N P O 論 A					
N P O 論 B					
ジェンダー法 A					
ジェンダー法 B					
国際法 C（紛争解決）					
経済政策 A					
経済政策 B					
社会政策 A					
社会政策 B					
特別講義 B					
民事法特別講義 I	2 ～ 4 年				
民事法特別講義 II	3 ～ 4 年				

[会計・税務と法]

a) 専攻プログラム科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	細目
裁判法	2～4年	2	選択必修	横断
人権法 A				
人権法 B				
日本法制史 A				
日本法制史 B				
西洋法制史 A				
西洋法制史 B				
民法(不法行為)				
民法(担保)				
政治過程論				
政治思想史 A				
政治思想史 B				
政治史 A				
政治史 B				
国際法 A(総論)	3～4年			
国際人権法				
法哲学 A(法哲学総論)				
法哲学 B(法哲学各論)				
法社会学 A				
法社会学 B				
民法(相続)	2～4年			
商法総則・商行為 B(商行為)				
会社法 C(計算・組織再編)	3～4年	2	選択必修	個別
租税法 A				
租税法 B				
支払決済法				
保険法				
海商法				
信託法				
金融商品と法				
破産法				
民事再生・会社更生法				
初級簿記				
中級簿記				
会計学				
経営学 A				
経営学 B				

b) 専攻プログラム科目以外の展開科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	細 目	
法学の基礎	1 年	2	選択必修	個別	
特別講義A	1 ～ 2 年				
働く人々と雇用・労働環境	1 ～ 4 年				
犯罪学	2 ～ 4 年				
労働法A（労働法のしくみ）					
労働法B（採用から退職まで）					
国際組織法					
経済原論A					
経済原論B					
環境法A（環境法概説）					
環境法B（環境法の現代的展開）					
国際政治学B					
日本外交史					
国際政治史					
比較政治学A					
比較政治学B					
英米法A（総論・アメリカ憲法）					3 ～ 4 年
英米法B（アメリカ法制度）					
少年法					
刑事法特論					
経済法					
知的財産法A（知財の基礎）					
知的財産法B（知財の保護・活用）					
消費者法					
不動産登記法					
借地借家法					
民事訴訟法B					
民事執行・保全法					
国際環境法					
国際私法A（家族法関係）					
国際私法B（財産法関係）					
国際取引法					
国際経済法					
社会保障法A（総論・社会保険関係法）					
社会保障法B（社会福祉関係法）					
国際法B（各論）					
土地家屋調査					
不動産鑑定					
地方自治法					
地方自治論A					
地方自治論B					
財政学A					
財政学B					
都市計画論A					
都市計画論B					
NPO論A					
NPO論B					
ジェンダー法A					
ジェンダー法B					
国際法C（紛争解決）					
経済政策A					
経済政策B					
社会政策A					
社会政策B					
特別講義B					
民事法特別講義Ⅰ	2 ～ 4 年				
民事法特別講義Ⅱ	3 ～ 4 年				

[まちづくりと法]

a) 専攻プログラム科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	細 目						
裁判法	2 ～ 4 年	2	選択必修	横断						
人権法 A										
人権法 B										
日本法制史 A										
日本法制史 B										
西洋法制史 A										
西洋法制史 B										
民法 (不法行為)										
民法 (担保)										
政治過程論										
政治思想史 A										
政治思想史 B										
政治史 A										
政治史 B										
国際法 A (総論)										
国際人権法	3 ～ 4 年	2	選択必修	個別						
法哲学 A (法哲学総論)										
法哲学 B (法哲学各論)										
法社会学 A										
法社会学 B										
民法 (相続)										
環境法 A (環境法概説)	2 ～ 4 年				2	選択必修	個別			
環境法 B (環境法の現代的展開)										
地方自治法	3 ～ 4 年							2	選択必修	個別
国際環境法										
地方自治論 A										
地方自治論 B										
財政学 A										
財政学 B										
都市計画論 A										
都市計画論 B										
N P O 論 A										
N P O 論 B										

b) 専攻プログラム科目以外の展開科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	細目
法学の基礎	1 年	2	選択必修	個別
特別講義 A	1 ～ 2 年			
働く人々と雇用・労働環境	1 ～ 4 年			
労働法 A (労働法のしくみ)	2 ～ 4 年			
労働法 B (採用から退職まで)				
国際組織法				
犯罪学				
国際政治学 B				
比較政治学 A				
比較政治学 B				
経済原論 A				
経済原論 B				
商法総則・商行為 B (商行為)				
日本外交史				
国際政治史				
英米法 A (総論・アメリカ憲法)	3 ～ 4 年			
英米法 B (アメリカ法制度)				
租税法 A				
租税法 B				
社会保障法 A (総論・社会保険関係法)				
社会保障法 B (社会福祉関係法)				
ジェンダー法 A				
ジェンダー法 B				
国際法 B (各論)				
国際法 C (紛争解決)				
経済政策 A				
経済政策 B				
社会政策 A				
社会政策 B				
少年法				
刑事法特論				
金融商品と法				
消費者法				
不動産登記法				
借地借家法				
民事訴訟法 B				
民事再生・会社更生法				
国際取引法				
国際経済法				
初級簿記				
中級簿記				
会计学				
経営学 A				
経営学 B				
保険法				
海商法				
会社法 C (計算・組織再編)				
経済法				
支払決済法				
信託法				
知的財産法 A (知財の基礎)				
知的財産法 B (知財の保護・活用)				
民事執行・保全法				
破産法				
国際私法 A (家族法関係)				
国際私法 B (財産法関係)				
土地家屋調査				
不動産鑑定				
特別講義 B				
民事法特別講義 I	2 ～ 4 年			
民事法特別講義 II	3 ～ 4 年			

(ウ) その他の専門科目

a) 演習科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式
専門演習Ⅰ	3～4年	4	必修
専門演習Ⅱ	4年		
一般演習A ※	2年	2	自由選択
一般演習B ※			
法情報処理演習	2～4年		
海外法事情演習			
政策法務演習	3～4年	4	
外国法政演習A		2	
外国法政演習B			

※ コース演習と合併開講になる場合の選考については、コース所属学生が優先されます。

b) キャリア・プランニング教育科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式
キャリア・デザイン2	2年	2	自由選択
就業体験	1～2年		
インターンシップ	3～4年		

(工) 教育副専攻科目

系	科 目 名	配当学年	単位数	履修形式
社 会 科 系	日本史概論Ⅰ	1～4年	2	選択必修
	日本史概論Ⅱ			
	外国史概論Ⅰ			
	外国史概論Ⅱ			
	地理学概論Ⅰ			
	地理学概論Ⅱ			
	地誌学概論Ⅰ			
	地誌学概論Ⅱ			
	自然地理学概論Ⅰ			
	自然地理学概論Ⅱ			
	哲学概論Ⅰ			
	哲学概論Ⅱ			
	倫理学概論Ⅰ			
	倫理学概論Ⅱ			
英 語 科 系	英語学概論Ⅰ	2～4年	1	
	英語学概論Ⅱ			
	学校英文法A			
	学校英文法B			
	英文法演習A	1～4年		
	英文法演習B			
	コース演習(言語と文化A)	2～4年	2	
	コース演習(言語と文化B)			
	英語文学概論Ⅰ			
	英語文学概論Ⅱ			
	英語文学講読A	1～4年	1	
	英語文学講読B			
	実践英語会話A			
	実践英語会話B			
	英語実習(L L) A			
	英語実習(L L) B			
	英語文化概論Ⅰ	2～4年	2	
	英語文化概論Ⅱ			
国際教育演習A				
国際教育演習B				

* 教育副専攻を選択した場合は、専攻プログラム科目の単位に代わるものとして、上記の副専攻科目と次に掲げる展開科目(横断)で合計20単位以上を修得することが必要です。

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	細目
裁判法	2～4年	2	選択必修	横断
人権法A				
人権法B				
日本法制史A				
日本法制史B				
西洋法制史A				
西洋法制史B				
民法(不法行為)				
民法(担保)				
政治過程論				
政治思想史A				
政治思想史B				
政治史A				
政治史B				
国際法A(総論)	3～4年			
国際人権法				
法哲学A(法哲学総論)				
法哲学B(法哲学各論)				
法社会学A				
法社会学B				
民法(相続)				

* 教育副専攻を選択した場合の「専攻プログラム科目以外の展開科目」は、次のとおりです。

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	細目
法学の基礎	1 年			
特別講義 A	1 ～ 2 年			
働く人々と雇用・労働環境	1 ～ 4 年			
犯罪学	2 ～ 4 年			
商法総則・商行為 B（商行為）				
労働法 A（労働法のしくみ）				
労働法 B（採用から退職まで）				
国際組織法				
経済原論 A				
経済原論 B				
環境法 A（環境法概説）				
環境法 B（環境法の現代的展開）				
国際政治学 B				
日本外交史				
国際政治史				
比較政治学 A				
比較政治学 B				
会社法 C（計算・組織再編）	3 ～ 4 年			
英米法 A（総論・アメリカ憲法）				
英米法 B（アメリカの法制度）				
租税法 A				
租税法 B				
少年法				
刑事法特論				
支払決済法				
保険法				
海商法				
経済法				
信託法				
知的財産法 A（知財の基礎）				
知的財産法 B（知財の保護・活用）				
金融商品と法				
消費者法				
不動産登記法				
借地借家法				
民事訴訟法 B				
民事執行・保全法				
破産法				
民事再生・会社更生法				
国際環境法				
国際私法 A（家族法関係）				
国際私法 B（財産法関係）				
国際取引法				
国際経済法				
初級簿記				
中級簿記				
会計学				
経営学 A				
経営学 B				
社会保障法 A（総論・社会保険関係法）				
社会保障法 B（社会福祉関係法）				
国際法 B（各論）				
土地家屋調査				
不動産鑑定				
地方自治法				
地方自治論 A				
地方自治論 B				

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	細目
財政学 A	3 ～ 4 年	2	選択必修	個別
財政学 B				
都市計画論 A				
都市計画論 B				
N P O 論 A				
N P O 論 B				
ジェンダー法 A				
ジェンダー法 B				
国際法 C (紛争解決)				
経済政策 A				
経済政策 B				
社会政策 A				
社会政策 B				
特別講義 B				
民事法特別講義 I	2 ～ 4 年	2	選択必修	個別
民事法特別講義 II	3 ～ 4 年			

(ii) コース
【法曹コース】
(ア) 基幹科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式
憲法A（統治）	1～4年		必修
憲法B（人権）			
刑法総論A			
刑法総論B			
民法（総則）			
民法（契約）	2～4年	2	必修
行政法A（行政法通則）			
政治学原論A			
政治学原論B			
行政法B（行政作用法）			
行政法C（行政救済法）			
刑法各論A			必修
刑法各論B			
刑事訴訟法A			
刑事訴訟法B			
民法（物権）			
民法（債権総論）			
民法（親族）			
会社法A（総則・設立・機関）			
会社法B（株式・資金調達）			
民事訴訟法A			
憲法C（憲法理論）			選択 必修
憲法D（憲法訴訟）			
商法総則・商行為A（商法総則）			
国際法入門			
国際政治学A			
行政学A			
行政学B			
公共政策			

(イ) 展開科目（コース科目）

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式
民法（不法行為）	2～4年		必修
民法（担保）			
日本法制史A			
日本法制史B			選択 必修
西洋法制史A			
西洋法制史B			
犯罪学			
商法総則・商行為B（商行為）			
労働法A（労働法のしくみ）			
労働法B（採用から退職まで）			
環境法A（環境法概説）			
環境法B（環境法の現代的展開）			
数的処理A	3～4年	2	必修
数的処理B			
民法（相続）			
会社法C（計算・組織再編）			
民事訴訟法B			
法哲学A（法哲学総論）			選択 必修
法哲学B（法哲学各論）			
法社会学A			
法社会学B			
憲法事例研究A			
憲法事例研究B			
少年法			
刑事法特論			
支払決済法			
経済法			
知的財産法A（知財の基礎）			
知的財産法B（知財の保護・活用）			
民事執行・保全法			
破産法			
民事再生・会社更生法			
コース演習（基礎A）	2年		
コース演習（基礎B）			
コース演習（憲法）			
コース演習（行政法）			
コース演習（民法A）			
コース演習（民法B）			
コース演習（商事法A）			
コース演習（商事法B）			
コース演習（民事訴訟法）	2～4年		

コース演習（刑法）	3年		必修
コース演習（刑事訴訟法）			
コース演習（発展A）			
コース演習（発展B）			

(ウ) その他の専門科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	備考
専門演習Ⅰ	3～4年	4	必修	演習 科目
専門演習Ⅱ	4年			
法情報処理演習	2～4年	2	自由 選択	
海外法事情演習				
外国法政演習A	3～4年	2	自由 選択	
外国法政演習B				
キャリア・デザイン2	2年	2	自由 選択	キャリア・ プランニン グ教育科目
就業体験	1～2年			
インターンシップ	3～4年	2～4年		
法学の基礎	1年			
特別講義A	1～2年			
働く人々と雇用・労働環境	1～4年			
政治過程論				
人権法A				
人権法B				
経済原論A				
経済原論B				
政治思想史A				
政治思想史B				
国際政治学B				
日本外交史				
国際政治史				
政治史A				
政治史B				
比較政治学A				
比較政治学B				
裁判法				
国際法A（総論）				
国際法B（各論）				
英米法A（総論・アメリカ憲法）				
英米法B（アメリカ法制度）				
租税法A				
租税法B				
保険法				
海商法				
不動産登記法				
借地借家法				
国際私法A（家族法関係）				
国際私法B（財産法関係）				
国際取引法				
国際経済法				
社会保障法A（総論・社会保険関係法）	3～4年	2	自由 選択	自由 選択 科目
社会保障法B（社会福祉関係法）				
経営学A				
経営学B				
初級簿記				
中級簿記				
消費者法				
国際人権法				
国際環境法				
土地家屋調査				
不動産鑑定				
金融商品と法				
信託法				
会計学				
特別講義B				
民事法特別講義Ⅰ	2～4年			
民事法特別講義Ⅱ	3～4年			

※法曹コースに所属する者のうち早期卒業候補者は、第3学年次に「専門演習Ⅱ」（法曹演習）を履修することができる。

【司法コース】
（ア）基幹科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式
憲法A（統治）	1～4年		必修
憲法B（人権）			
刑法総論A			
刑法総論B			
民法（総則）			
民法（契約）			
行政法A（行政法通則）			必修
政治学原論A			
政治学原論B			
行政法B（行政作用法）			
行政法C（行政救済法）			
刑法各論A	2～4年	2	必修
刑法各論B			
刑事訴訟法A			
刑事訴訟法B			
民法（物権）			
民法（債権総論）			
民法（親族）			
会社法A（総則・設立・機関）			
会社法B（株式・資金調達）			
民事訴訟法A			
憲法C（憲法理論）			
憲法D（憲法訴訟）			
商法総則・商行為A（商法総則）			
国際法入門			
国際政治学A			
行政学A			
行政学B			
公共政策			

（イ）展開科目（コース科目）

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式
民法（不法行為）	2～4年		必修
民法（担保）			
日本法制史A			
日本法制史B			
西洋法制史A			
西洋法制史B			
犯罪学			
商法総則・商行為B（商行為）			
労働法A（労働法のしくみ）			
労働法B（採用から退職まで）			
環境法A（環境法概説）			選択必修
環境法B（環境法の現代的展開）			
数的処理A			
数的処理B			
民法（相続）			
会社法C（計算・組織再編）			
民事訴訟法B			
法哲学A（法哲学総論）			
法哲学B（法哲学各論）			
法社会学A			
法社会学B	3～4年	2	必修
憲法事例研究A			
憲法事例研究B			
少年法			
刑事法特論			
支払決済法			
経済法			
知的財産法A（知財の基礎）			
知的財産法B（知財の保護・活用）			
民事執行・保全法			
破産法			選択必修
民事再生・会社更生法			
コース演習（基礎A）			
コース演習（基礎B）			
コース演習（憲法・司法）			
コース演習（行政法・司法）			
コース演習（民法A・司法）			
コース演習（民法B・司法）			
コース演習（商事法A・司法）			
コース演習（商事法B・司法）			
コース演習（民事訴訟法・司法）	3～4年		
コース演習（民法・司法）			
コース演習（刑事訴訟法・司法）			
コース演習（刑法・司法）			

コース演習（異文化理解A・司法）	3年		必修
コース演習（異文化理解B・司法）			
コース演習（発展A・司法）			
コース演習（発展B・司法）			
コース演習（発展C・司法）	3～4年		選択必修
コース演習（発展D・司法）			

（ウ）その他の専門科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	備考
専門演習Ⅰ	3～4年	4	必修	演習科目
専門演習Ⅱ	4年			
法情報処理演習	2～4年	2	自由選択	
海外法事情演習				
外国法政演習A	3～4年	2	自由選択	キャリア・プランニング教育科目
外国法政演習B				
キャリア・デザイン2	2年	2	自由選択	
就業体験	1～2年			
インターンシップ	3～4年	2～4年		
法学の基礎	1年			
特別講義A	1～2年			
働く人々と雇用・労働環境	1～4年			
政治過程論				
人権法A				
人権法B				
経済原論A				
経済原論B				
政治思想史A				
政治思想史B				
国際政治学B				
日本外交史				
国際政治史				
政治史A				
政治史B				
比較政治学A				
比較政治学B				
裁判法		2	自由選択	自由選択科目
国際法A（総論）				
国際法B（各論）				
英米法A（総論・アメリカ憲法）				
英米法B（アメリカ法制度）				
租税法A				
租税法B				
保険法				
海商法				
不動産登記法				
借地借家法	3～4年			
国際私法A（家族法関係）				
国際私法B（財産法関係）				
国際取引法				
国際経済法				
社会保障法A（総論・社会保険関係法）				
社会保障法B（社会福祉関係法）				
経営学A				
経営学B				
初級簿記				
中級簿記	2～4年			
消費者法				
国際人権法				
国際環境法				
土地家屋調査				
不動産鑑定				
金融商品と法				
信託法				
会計学				
特別講義B				
民事法特別講義Ⅰ	2～4年	3～4年		
民事法特別講義Ⅱ				

【行政コース】
（ア）基幹科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式
憲法A（統治）	1～4年		必履修
憲法B（人権）			
行政法A（行政法通則）			
刑法総論A			
刑法総論B			
民法（総則）			
民法（契約）	2～4年	2	選択 必修
政治学原論A			
政治学原論B			
憲法C（憲法理論）			
憲法D（憲法訴訟）			
行政法B（行政作用法）			
行政法C（行政救済法）			
刑法各論A			
刑法各論B			
刑事訴訟法A			
刑事訴訟法B			
民法（物権）			
民法（債権総論）			
民法（親族）			
商法総則・商行為A（商法総則）			
会社法A（総則・設立・機関）			
会社法B（株式・資金調達）			
民事訴訟法A			
国際法入門			
国際政治学A			
行政学A			
行政学B			
公共政策			

（イ）展開科目（コース科目）

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式
民法（不法行為）	2～4年		
民法（担保）			
政治史A			
政治史B			
政治思想史A			
政治思想史B			
経済原論A			
経済原論B			
環境法A（環境法概説）			
環境法B（環境法の現代的展開）			
労働法A（労働法のしくみ）	3～4年		
労働法B（採用から退職まで）			
数的処理A			
数的処理B			
民法（相続）			
NPO論A			
NPO論B			
租税法A			
租税法B			
地方自治法			
地方自治論A	2～4年	4	選択 必修
地方自治論B			
経済政策A			
経済政策B			
社会政策A			
社会政策B			
財政学A			
財政学B			
社会保障法A（総論・社会保険関係法）			
社会保障法B（社会福祉関係法）			
都市計画論A	2～4年	2	
都市計画論B			
政策法務演習			
コース演習（憲法）			
コース演習（行政法）			
コース演習（民法A）			
コース演習（民法B）			
コース演習（社会法A）			
コース演習（社会法B）			
コース演習（政治学A）			
コース演習（政治学B）	2～4年		
コース演習（行政学A）			
コース演習（行政学B）			
コース演習（異文化理解A）			
コース演習（異文化理解B）			

コース演習（公務実践A）	3～4年		
コース演習（公務実践B）			

※コース演習は一般演習と合併開講することがあります
（ただし、定員超過の場合の履修登録はコース学生優先）。

（ウ）その他の専門科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	備考
専門演習Ⅰ	3～4年	4	必修	演習 科目
専門演習Ⅱ	4年			
法情報処理演習	2～4年	2	自由 選択	
海外法事情演習				
外国法政演習A	3～4年	2	自由 選択	キャリア・ プランニン グ教育科目
外国法政演習B				
キャリア・デザイン2	2年	2	自由 選択	
就業体験	1～2年			
インターンシップ	3～4年	2～4年		
法学の基礎	1年			
特別講義A	1～2年			
働く人々と雇用・労働環境	1～4年			
犯罪学				
政治過程論				
人権法A				
人権法B				
国際組織法				
国際政治学B				
日本外交史				
国際政治史				
比較政治学A				
比較政治学B				
日本法制史A				
日本法制史B				
西洋法制史A				
西洋法制史B				
裁判法				
国際法A（総論）				
商法総則・商行為B（商行為）				
法哲学A（法哲学総論）				
法哲学B（法哲学各論）				
法社会学A				
法社会学B				
英米法A（総論・アメリカ憲法）				
英米法B（アメリカ法制度）				
少年法				
刑事法特論				
会社法C（計算・組織再編）				
支払決済法				
保険法				
海商法				
経済法				
知的財産法A（知財の基礎）				
知的財産法B（知財の保護・活用）				
信託法				
金融商品と法				
民事訴訟法B				
民事執行・保全法				
破産法				
消費者法				
不動産登記法				
借地借家法				
民事再生・会社更生法				
土地家屋調査				
不動産鑑定				
国際法B（各論）				
国際法C（紛争解決）				
国際私法A（家族法関係）				
国際私法B（財産法関係）				
国際人権法				
国際環境法				
国際取引法				
国際経済法				
ジェンダー法A				
ジェンダー法B				
初級簿記				
中級簿記				
会計学				
経営学A				
経営学B				
特別講義B				
民事法特別講義Ⅰ	2～4年			
民事法特別講義Ⅱ	3～4年			

【国際コース】
（ア）基幹科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式
憲法 A（統治）	1～4年	2	必修
憲法 B（人権）			
行政法 A（行政法通則）			
刑法総論 A			
刑法総論 B			
民法（総則）			
民法（契約）			
政治学原論 A			
政治学原論 B			
憲法 C（憲法理論）			
憲法 D（憲法訴訟）	2～4年	2	選択必修
行政法 B（行政作用法）			
行政法 C（行政救済法）			
刑法各論 A			
刑法各論 B			
刑事訴訟法 A			
刑事訴訟法 B			
民法（物権）			
民法（債権総論）			
民法（親族）			
商法総則・商行為 A（商法総則）			
会社法 A（総則・設立・機関）			
会社法 B（株式・資金調達）			
民事訴訟法 A			
国際法入門			
国際政治学 A			
行政学 A			
行政学 B			
公共政策			

（イ）展開科目（コース科目）

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式
西洋法制史 A	2～4年	2	選択必修
西洋法制史 B			
民法（不法行為）			
国際法 A（総論）			
国際組織法			
国際政治学 B			
国際政治史			
日本外交史			
比較政治学 A			
比較政治学 B			
政治思想史 A			
政治思想史 B			
環境法 A（環境法概説）			
環境法 B（環境法の現代的展開）			
数的処理 A			
数的処理 B			
海外法事情演習			
国際教育演習 A			
国際教育演習 B			
国際ボランティア論			
国際ボランティア実践			
NPO論 A	3～4年	2	選択必修
NPO論 B			
国際法 B（各論）			
国際法 C（紛争解決）			
国際人権法			
国際環境法			
国際経済法			
国際私法 A（家族法関係）			
国際私法 B（財産法関係）			
国際取引法			
英米法 A（総論・アメリカ憲法）			
英米法 B（アメリカ法制度）			
保険法			
海商法			
知的財産法 A（知財の基礎）			
知的財産法 B（知財の保護・活用）			
外国法政演習 A			
外国法政演習 B			
国際経済学 I			
国際経済学 II			
開発経済学 I			
開発経済学 II			
国際協力論			

コース演習（外国法 A）	2～4年		
コース演習（外国法 B）			
コース演習（国際政治学 A）			
コース演習（国際政治学 B）			
コース演習（国際関係法 A）			
コース演習（国際関係法 B）			
コース演習（言語と文化 A）			
コース演習（言語と文化 B）			
コース演習（異文化理解 A）			
コース演習（異文化理解 B）			

※コース演習は一般演習と合併開講することがあります
（ただし、定員超過の場合の履修登録はコース学生優先）。

（ウ）その他の専門科目

科 目 名	配当学年	単位数	履修形式	備考
専門演習 I	3～4年	4	必修	演習科目
専門演習 II	4年			
法情報処理演習	2～4年	2	自由選択	キャリア・プランニング教育科目
キャリア・デザイン 2	2年			
就業体験	1～2年	2	自由選択	
インターンシップ	3～4年			
法学の基礎	1年	2～4年		
特別講義 A	1～2年			
働く人々と雇用・労働環境	1～4年			
人権法 A				
人権法 B				
日本法制史 A				
日本法制史 B				
商法総則・商行為 B（商行為）				
労働法 A（労働法のしくみ）				
労働法 B（採用から退職まで）				
経済原論 A		3～4年		
経済原論 B				
政治史 A				
政治史 B				
裁判法				
法哲学 A（法哲学総論）				
法哲学 B（法哲学各論）				
法社会学 A				
法社会学 B				
会社法 C（計算・組織再編）				
支払決済法		2～4年		
経済法				
租税法 A				
租税法 B				
民事訴訟法 B				
破産法				
民事執行・保全法				
民法（相続）				
消費者法				
信託法				
社会保障法 A（総論・社会保険関係法）		2～4年		
社会保障法 B（社会福祉関係法）				
特別講義 B				
民事法特別講義 I	2～4年			
民事法特別講義 II	3～4年			

※ランゲージハブ (Language Hub) で開講されている科目のうち、交換留学生との合同科目に限って、卒業までの間に 8 単位を限度として「その他の専門科目」の卒業資格単位として認定されます。

(2) 学年配当表（専攻プログラム・教育副専攻）

	1～4年		2～4年	
基幹科目	憲法A 刑法総論A 民法（総則） 政治学原論A	憲法B 刑法総論B 民法（契約） 政治学原論B 行政法A	行政法B 刑法各論A 刑事訴訟法A 民法（物権） 民法（親族） 商法総則・商行為A 会社法A 憲法C 行政学A 公共政策	行政法C 刑法各論B 刑事訴訟法B 民法（債権総論） 民事訴訟法A 国際法入門 会社法B 憲法D 行政学B 国際政治学A
展開科目	法学の基礎（1年） 特別講義A（1～2年）（※1） 働く人々と雇用・労働環境（1～4年）		人権法A 日本法制史A 西洋法制史A 民法（不法行為） 労働法A 経済原論A 環境法A 政治思想史A 日本外交史 政治過程論 政治史A 国際法A 国際組織法 比較政治学A 民事法特別講義I	人権法B 日本法制史B 西洋法制史B 民法（担保） 裁判法 労働法B 経済原論B 環境法B 政治思想史B 国際政治学B 国際政治史 政治史B 犯罪学 商法総則・商行為B 比較政治学B
演習科目			一般演習A（2年のみ） 法情報処理演習	一般演習B（2年のみ） 海外法事情演習
キャリア・ 教育科目 プランニング	就業体験（1～2年）		キャリア・デザイン 2（2年前期のみ）	
教育副専攻科目	社会科系	英語科系	社会科系	英語科系
	日本史概論Ⅰ 日本史概論Ⅱ 外国史概論Ⅰ 外国史概論Ⅱ 地理学概論Ⅰ 地理学概論Ⅱ 地誌学概論Ⅰ 地誌学概論Ⅱ 自然地理学概論Ⅰ 自然地理学概論Ⅱ 哲学概論Ⅰ 哲学概論Ⅱ 倫理学概論Ⅰ 倫理学概論Ⅱ	英文法演習A 英文法演習B 英語文学講読A 英語文学講読B 実践英語会話A 実践英語会話B 英語実習（LL）A 英語実習（LL）B		英語学概論Ⅰ 英語学概論Ⅱ 学校英文法A 学校英文法B コース演習（言語と文化）A コース演習（言語と文化）B 英語文学概論Ⅰ 英語文学概論Ⅱ 英語文化概論Ⅰ 英語文化概論Ⅱ 国際教育演習A 国際教育演習B

大学間単位互換科目についての詳細は、UNIPA および『法学部授業計画』（シラバス）を参照してください。
※1「特別講義A」、「特別講義B」は、卒業単位として認められるのは4単位（2科目）までとなっています。

3 ～ 4 年				基 幹 科 目
				展 開 科 目
法哲学 A 法社会学 A 英米法 A 租税法 A 支払決済法 保険法 知的財産法 A 民事訴訟法 B 民事執行・保全法 不動産登記法 民事再生・会社更生法 国際私法 A 国際取引法 社会保障法 A 経営学 A 初級簿記 社会心理学 A 国際法 B 国際人権法 信託法 会計学 会社法 C	法哲学 B 法社会学 B 英米法 B 租税法 B 民法 (相続) 経済法 海商法 知的財産法 B 借地借家法 破産法 国際私法 B 国際経済法 社会保障法 B 経営学 B 中級簿記 社会心理学 B 国際法 C 消費者法 国際環境法 土地家屋調査 不動産鑑定 金融商品と法	少年法 刑事法特論 地方自治論 A 財政学 A 都市計画論 A NPO 論 A ジェンダー法 A 経済政策 A 社会政策 A	発達臨床心理学 地方自治法 地方自治論 B 財政学 B 都市計画論 B NPO 論 B ジェンダー法 B 経済政策 B 社会政策 B 特別講義 B (※ 1) 民事法特別講義 II	
専門演習 I (※ 2) 外国法政演習 A	専門演習 II (4 年のみ) (※ 2) (※ 3) 政策法務演習 (※ 2) 外国法政演習 B			
インターンシップ				
				演 習 科 目
				プ ラ ン ニ ン グ ・ キ ャ リ ア ・ 教 育 科 目
				教 育 副 専 攻 科 目

※2「専門演習Ⅰ」、「専門演習Ⅱ」、「政策法務演習」は、第3学年または第4学年に1年間にわたって履修することによって、各4単位が認定されます。

※3「専門演習Ⅱ」を履修するにあたっては、前年度までに「専門演習Ⅰ」の単位を修得している必要があります。

◆ 科目ナンバー一覧

共通教養科目

科目No.	科目名
111	人権と社会 1
112	人権と社会 2
113	現代社会と倫理
114	心理と行動
115	現代の社会論
116	芸術鑑賞入門
117	哲学と人間・社会
118	住みよい社会と福祉
119	現代経済の課題
120	マスメディアの基本構造
122	教養特殊講義 A
131	地域と環境の地理学
132	国際化と異文化理解
133	日本近現代史
134	世界近現代史
135	教養特殊講義 B
141	近大ゼミ
142	日本語の技法
143	生命の科学
144	環境科学
145	思考の技術
146	基礎数学
147	科学技術の発展と現代社会
148	情報処理実習
149	データリテラシー入門
150	暮らしのなかの起業入門
151	キャリア・デザイン 1
152	キャリア・デザイン Math1
153	キャリア・デザイン Math2
154	教養特殊講義 C
161	生涯スポーツ 1
162	生涯スポーツ 2
171	法学入門

英語科目

科目No.	科目名
201	英語 1A
202	英語 1B
203	英語 2A
204	英語 2B
205	英語 3A
206	英語 3B
207	ベーシック・ライティング A
208	ベーシック・ライティング B
209	Communicative English 1A
210	Communicative English 1B
211	Communicative English 2A
212	Communicative English 2B
213	アカデミック・ライティング A
214	アカデミック・ライティング B
215	TOEIC A
216	TOEIC B
217	専門英語 A
218	専門英語 B
219	Advanced Communicative English A
220	Advanced Communicative English B
221	海外語学研修（英語）
291	留学セミナー
292	General English I
293	General English II
294	General English III
295	General English IV

第二外国語科目

科目No.	科目名
301	ドイツ語総合 1
302	ドイツ語総合 2
303	ドイツ語総合 3
304	ドイツ語総合 4
305	フランス語総合 1
306	フランス語総合 2
307	フランス語総合 3
308	フランス語総合 4
309	中国語総合 1
310	中国語総合 2
311	中国語総合 3
312	中国語総合 4
313	韓国語総合 1
314	韓国語総合 2
315	韓国語総合 3
316	韓国語総合 4
317	スペイン語総合 1
318	スペイン語総合 2
319	スペイン語総合 3
320	スペイン語総合 4
321	イタリア語総合 1
322	イタリア語総合 2
323	イタリア語総合 3
324	イタリア語総合 4
325	ドイツ語コミュニケーション 1
326	ドイツ語コミュニケーション 2
327	ドイツ語コミュニケーション 3
328	ドイツ語コミュニケーション 4
329	ドイツ語カルチャーセミナー A
330	ドイツ語カルチャーセミナー B
331	フランス語コミュニケーション 1
332	フランス語コミュニケーション 2
333	フランス語コミュニケーション 3
334	フランス語コミュニケーション 4
335	フランス語カルチャーセミナー A
336	フランス語カルチャーセミナー B
337	中国語コミュニケーション 1
338	中国語コミュニケーション 2
339	中国語コミュニケーション 3
340	中国語コミュニケーション 4
341	中国語カルチャーセミナー A
342	中国語カルチャーセミナー B
343	海外語学研修（中国語）
344	韓国語コミュニケーション 1
345	韓国語コミュニケーション 2
346	韓国語コミュニケーション 3
347	韓国語コミュニケーション 4
348	韓国語カルチャーセミナー A
349	韓国語カルチャーセミナー B
350	海外語学研修（韓国語）
351	スペイン語コミュニケーション 1
352	スペイン語コミュニケーション 2
353	イタリア語コミュニケーション 1
354	イタリア語コミュニケーション 2

専門科目（基幹科目）

科目No.	科目名
401	憲法 A（統治）
402	憲法 B（人権）
403	憲法 C（憲法理論）
404	憲法 D（憲法訴訟）
405	行政法 A（行政法通則）
406	行政法 B（行政作用法）

科目No.	科目名
407	行政法 C（行政救済法）
408	刑法総論 A
409	刑法総論 B
410	刑法各論 A
411	刑法各論 B
412	刑事訴訟法 A
413	刑事訴訟法 B
414	民法（総則）
415	民法（契約）
416	民法（物権）
417	民法（債権総論）
418	民法（親族）
419	商法総則・商行為 A（商法総則）
420	会社法 A（総則・設立・機関）
421	会社法 B（株式・資金調達）
422	民事訴訟法 A
423	国際法入門
424	政治学原論 A
425	政治学原論 B
426	国際政治学 A
427	行政学 A
428	行政学 B
429	公共政策

専門科目（基幹科目以外の科目）

科目No.	科目名
501	法哲学 A（法哲学総論）
502	法哲学 B（法哲学各論）
503	法社会学 A
504	法社会学 B
505	日本法制史 A
506	日本法制史 B
507	西洋法制史 A
508	西洋法制史 B
509	民法（相続）
510	民法（不法行為）
511	民法（担保）
512	犯罪学
513	少年法
514	刑事法特論
515	商法総則・商行為 B（商行為）
516	会社法 C（計算・組織再編）
517	支払決済法
518	経済法
519	知的財産法 A（知財の基礎）
520	知的財産法 B（知財の保護・活用）
521	民事執行・保全法
522	破産法
523	民事再生・会社更生法
524	労働法 A（労働法のしくみ）
525	労働法 B（採用から退職まで）
526	環境法 A（環境法概説）
527	環境法 B（環境法の現代的展開）
528	数的処理 A
529	数的処理 B
530	政治過程論
531	人権法 A
532	人権法 B
533	経済原論 A
534	経済原論 B
535	政治思想史 A
536	政治思想史 B
537	国際政治学 B
538	日本外交史

科目No.	科目名
539	国際政治史
540	政治史 A
541	政治史 B
542	比較政治学 A
543	比較政治学 B
544	裁判法
545	国際法 A (総論)
546	国際法 B (各論)
547	英米法 A (総論・アメリカ憲法)
548	英米法 B (アメリカ法制度)
549	租税法 A
550	租税法 B
551	保険法
552	海商法
553	不動産登記法
554	借地借家法
555	国際私法 A (家族法関係)
556	国際私法 B (財産法関係)
557	国際取引法
558	国際経済法
559	社会保障法 A (総論・社会保険関係法)
560	社会保障法 B (社会福祉関係法)
561	経営学 A
562	経営学 B
563	初級簿記
564	中級簿記
565	消費者法
566	国際人権法
567	国際環境法
568	土地家屋調査
569	不動産鑑定
570	金融商品と法
571	信託法
572	会計学
573	法学の基礎
574	特別講義 A
575	特別講義 B
576	民事法特別講義 I
577	民事法特別講義 II
578	NPO論 A
579	NPO論 B
580	地方自治法
581	地方自治論 A
582	地方自治論 B
583	経済政策 A
584	経済政策 B
585	社会政策 A
586	社会政策 B
587	財政学 A
588	財政学 B
589	都市計画論 A
590	都市計画論 B
591	国際組織法
592	国際法 C (紛争解決)
593	ジェンダー法 A
594	ジェンダー法 B
595	国際経済学 I
596	国際経済学 II
597	開発経済学 I
598	開発経済学 II
599	国際協力論
600	社会心理学 A
601	社会心理学 B
602	発達臨床心理学

科目No.	科目名
603	民事訴訟法 B
604	働く人々と雇用・労働環境

専門科目 (教育副専攻 展開科目)

科目No.	科目名
701	日本史概論 I
702	日本史概論 II
703	外国史概論 I
704	外国史概論 II
705	地理学概論 I
706	地理学概論 II
707	地誌学概論 I
708	地誌学概論 II
709	自然地理学概論 I
710	自然地理学概論 II
711	哲学概論 I
712	哲学概論 II
713	倫理学概論 I
714	倫理学概論 II
715	英語学概論 I
716	英語学概論 II
717	学校英文法 A
718	学校英文法 B
719	英文法演習 A
720	英文法演習 B
721	英語文学概論 I
722	英語文学概論 II
723	英語文学講読 A
724	英語文学講読 B
725	実践英語会話 A
726	実践英語会話 B
727	英語実習 (LL) A
728	英語実習 (LL) B
729	英語文化概論 I
730	英語文化概論 II

専門科目 (スポーツ副専攻 展開科目)

科目No.	科目名
751	エージェント理論
752	トップ・アスリート論
753	コミュニケーション・イングリッシュ・SPORTS I
754	コミュニケーション・イングリッシュ・SPORTS II
755	パフォーマンスと栄養学
756	人材育成とリーダーシップ
757	スポーツと知的財産
758	イベント「競技会」運営論
759	キャリア形成と自己分析
760	スポーツと法 I
761	スポーツと法 II
762	メディアと法
763	社会の中の数学
764	教育とスポーツ
765	囲碁から学ぶスポーツ戦略

専門科目 (演習科目)

科目No.	科目名
801	専門演習 I
802	専門演習 II
803	コース演習 (憲法)
804	コース演習 (憲法・司法)
805	コース演習 (行政法)
806	コース演習 (行政法・司法)
807	コース演習 (民法 A)
808	コース演習 (民法 A・司法)

科目No.	科目名
809	コース演習 (民法 B)
810	コース演習 (民法 B・司法)
811	コース演習 (刑法)
812	コース演習 (刑法・司法)
813	コース演習 (刑事訴訟法)
814	コース演習 (刑事訴訟法・司法)
815	コース演習 (商事法 A)
816	コース演習 (商事法 A・司法)
817	コース演習 (商事法 B)
818	コース演習 (商事法 B・司法)
821	コース演習 (基礎 A)
822	コース演習 (基礎 B)
823	コース演習 (発展 A)
824	コース演習 (発展 A・司法)
825	コース演習 (発展 B)
826	コース演習 (発展 B・司法)
827	コース演習 (発展 C・司法)
828	コース演習 (発展 D・司法)
829	コース演習 (民事訴訟法)
830	コース演習 (民事訴訟法・司法)
831	コース演習 (異文化理解 A)
832	コース演習 (異文化理解 A・司法)
833	コース演習 (異文化理解 B)
834	コース演習 (異文化理解 B・司法)
835	コース演習 (社会法 A)
836	コース演習 (社会法 B)
837	コース演習 (政治学 A)
838	コース演習 (政治学 B)
839	コース演習 (行政学 A)
840	コース演習 (行政学 B)
841	コース演習 (外国法 A)
842	コース演習 (外国法 B)
843	コース演習 (国際政治学 A)
844	コース演習 (国際政治学 B)
845	コース演習 (国際関係法 A)
846	コース演習 (国際関係法 B)
847	コース演習 (言語と文化 A)
848	コース演習 (言語と文化 B)
849	コース演習 (公務実践 A)
850	コース演習 (公務実践 B)
851	憲法事例研究 A
852	憲法事例研究 B
853	法情報処理演習
854	海外法事情演習
855	外国法政演習 A
856	外国法政演習 B
857	政策法務演習
858	国際教育演習 A
859	国際教育演習 B
860	一般演習 A
861	一般演習 B
862	国際ボランティア論
863	国際ボランティア実践

専門科目 (キャリア・プランニング教育科目)

科目No.	科目名
891	キャリア・デザイン 2
892	就業体験
893	インターンシップ

校 歌

世 耕 弘 一 作詞
樋 口 昌 道 作曲

(1) 金剛山はほのぼのと

明けて生駒も目ざめたり
世界の平和祈りつつ
文化の鐘を高鳴らす
若き学徒を讃えずや
近畿 近畿 近畿
近畿大学 おお近畿

(2) 開けゆく代のさきがけと

進む行く手に栄えあれ
理想の光相追いて
真実一路あこがれの
若き学徒に誇りあり
近畿 近畿 近畿
近畿大学 おお近畿

(3) 外国までも響けよと

高き文化の足音を
互に誓い競い立ち
真理に愛に魂結ぶ
若き学徒にほまれあれ
近畿 近畿 近畿
近畿大学 おお近畿

令和7年度 近畿大学法学部履修要項

令和7年4月1日発行

発 行 者 近畿大学法学部



法学部履修要項



令和七年度（二〇二五年）

近畿大学